

# 川口市自殺対策推進計画(第2次) (案)

～誰もが自殺に追い込まれることのない川口市へ～

川口市



## 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
第1節 計画策定の背景・趣旨 .....	1
第2節 計画の位置付け .....	2
第3節 計画の期間 .....	3
<b>第2章 本市の自殺をとりまく状況</b> .....	4
第1節 人口、世帯、主な死因、福祉等の状況 .....	4
第2節 本市における自殺の現状 .....	10
第3節 アンケート結果にみる市民意識 .....	16
第4節 関係団体等へのヒアリング結果 .....	26
<b>第3章 本市における主な課題</b> .....	31
<b>第4章 前計画の主な取り組み</b> .....	34
第1節 計画の数値目標 .....	34
第2節 計画の進捗と課題 .....	35
<b>第5章 本計画の考え方</b> .....	45
第1節 基本理念 .....	45
第2節 基本方針 .....	46
第3節 数値目標 .....	49
第4節 施策の体系 .....	50
<b>第6章 6つの基本施策</b> .....	56
基本施策1 生きることへの希望がもてるつながりづくり .....	56
基本施策2 多様な相談体制の充実 .....	59
基本施策3 子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進 .....	62
基本施策4 市民への啓発と周知 .....	70
基本施策5 自殺対策を支える人材の育成 .....	72
基本施策6 地域におけるネットワークの強化 .....	75
<b>第7章 4つの重点施策</b> .....	78
重点施策1 高齢者を対象とした取り組みの推進 .....	78
重点施策2 勤労者を対象とした取り組みの推進 .....	82
重点施策3 生活困窮者等への取り組みの推進 .....	85
重点施策4 女性を対象とした取り組みの推進 .....	87
<b>第8章 計画の推進</b> .....	89
第1節 計画の推進体制 .....	89
第2節 計画の進行管理と評価 .....	89



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景・趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年（1998年）以降、3万人を超える水準が続いていましたが、平成18年（2006年）10月に「自殺対策基本法」が施行されたことにより、自殺対策は「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺対策の総合的な推進もあり、自殺者数は減少傾向にあります。

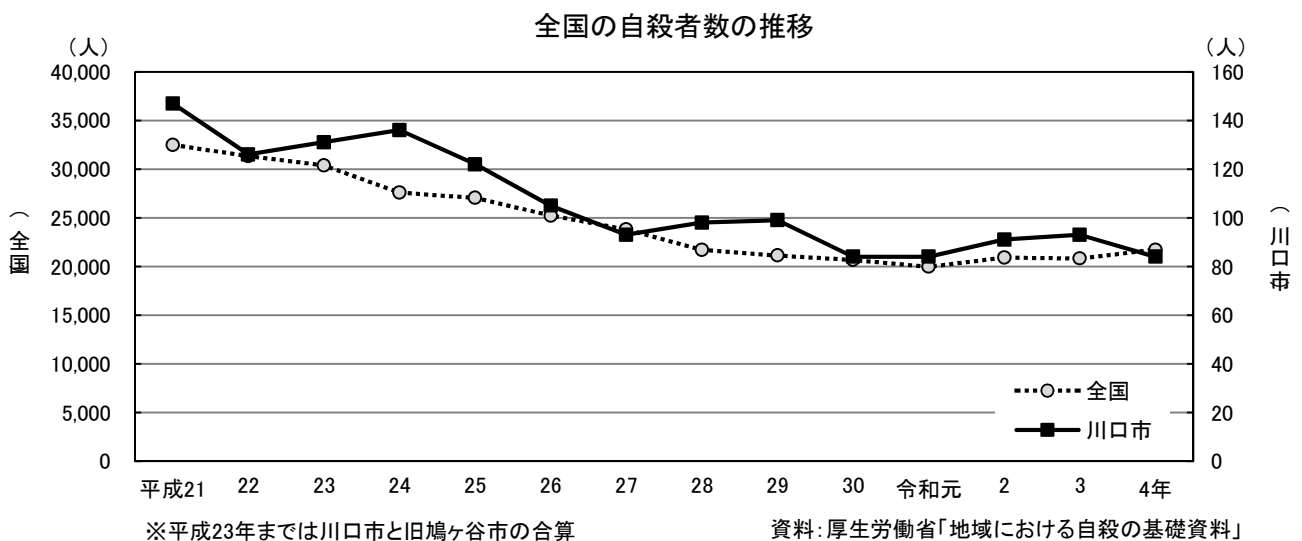
「自殺対策基本法」では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、すべての都道府県、市区町村が地域自殺対策計画を策定することとなっています。

「自殺対策基本法」に基づく自殺対策の国の指針である「自殺総合対策大綱」は、平成19年（2007年）に策定され、その後、直近では令和4年（2022年）10月に見直されています。この見直しでは、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」などが新たに追加されています。

本市では、平成31年（2019年）3月に「川口市自殺対策推進計画」を策定し、『誰もが自殺に追い込まれることのない川口市』の実現を目指し、自殺対策の総合的な推進を図ってきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年（2020年）は、全国の自殺者数が11年ぶりに増加に転じ、特に女性や小中高生が増えており、本市においても同じような傾向がみられます。

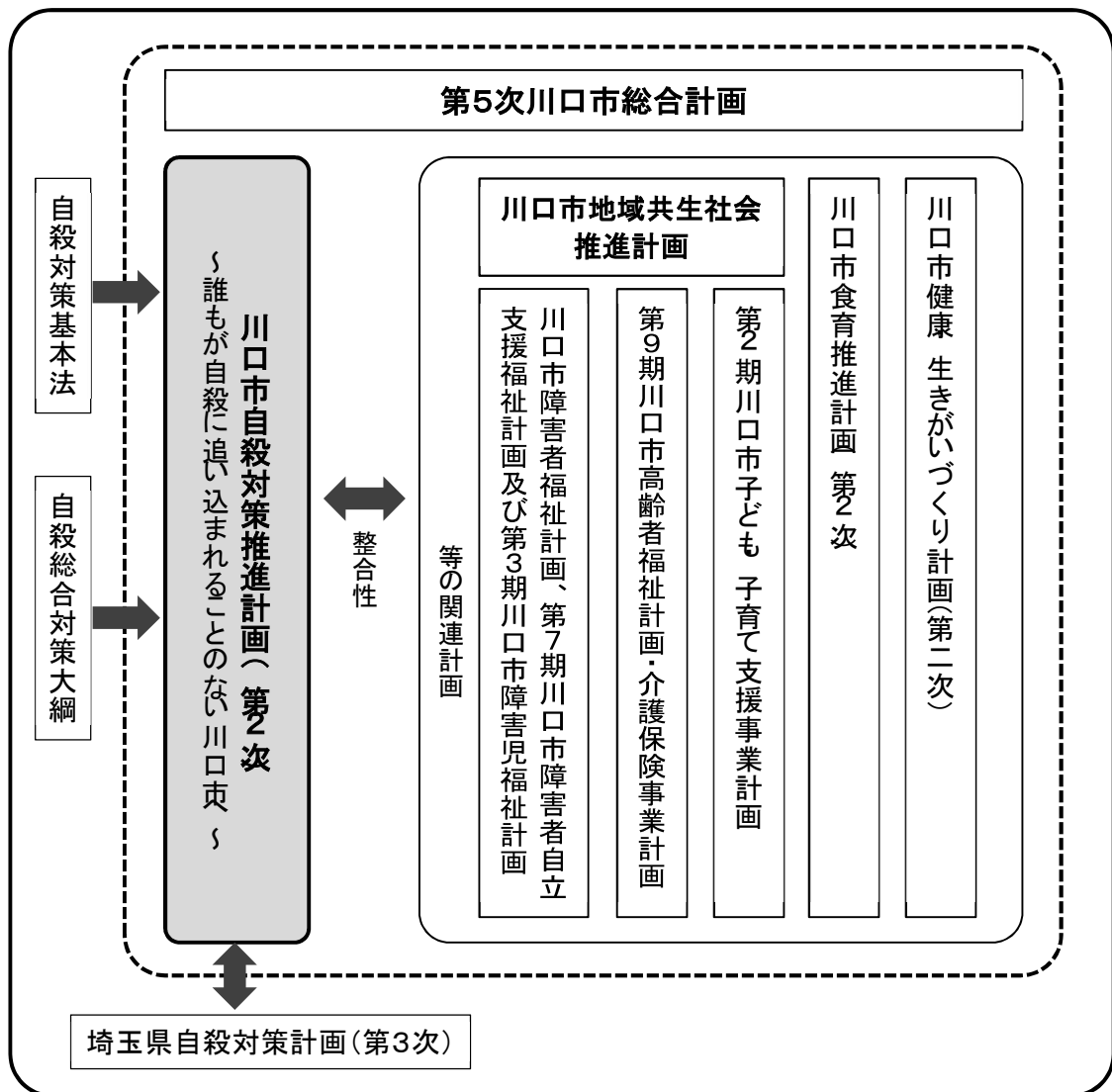
このたび、計画期間が満了したことを受け、近年の社会状況や新たな自殺総合対策大綱等を踏まえつつ、これまで以上の取り組みを推進するため「川口市自殺対策推進計画（第2次）」を策定いたしました。



## 第2節 計画の位置付け

本計画は、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて策定したものであり、平成28年(2016年)に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として位置づけられるものです。

また、市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「川口市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、「川口市地域共生社会推進計画」、「川口市健康・生きがづくり計画」その他の市の関連計画や県の自殺対策計画との整合性を図って策定したものです。



### 第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間を計画期間として策定し、定期的な評価と進捗状況の管理を行う方針とします。

ただし、国の「自殺総合対策大綱」及び「埼玉県自殺対策計画」の見直しの状況等も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、より効果的に施策が推進されるよう取り組みます。

和暦	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11 年度	
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
計画期間		 川口市自殺対策推進計画 (第1次)					 川口市自殺対策推進計画 (第2次)						

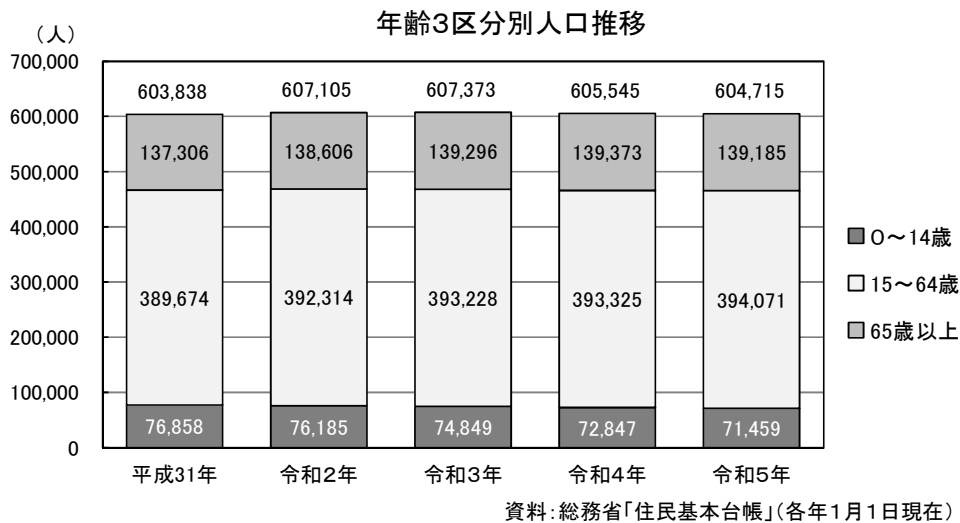
# 第2章 本市の自殺をとりまく状況

## 第1節 人口、世帯、主な死因、福祉等の状況

### 1. 人口

本市の総人口は、平成29年に60万人を超え、増加が続いていましたが、令和3年の607,373人をピークに減少に転じています。

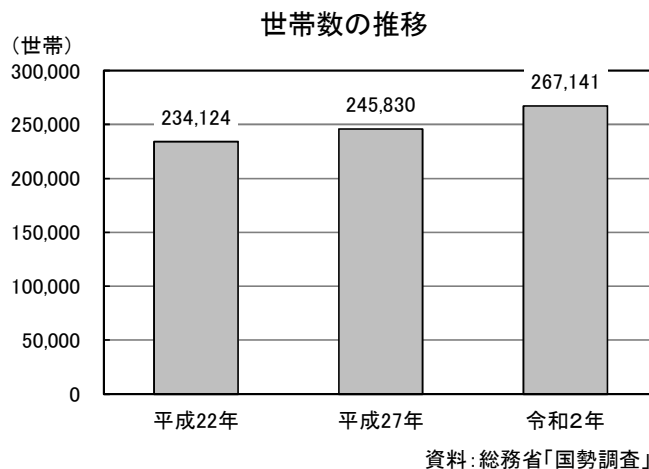
年齢3区分別人口では、15～64歳の生産年齢人口は増加が続いていますが、0～14歳の年少人口は減少となっています。また、65歳以上の高齢者人口は増加が続いていましたが、令和5年は減少となっています。



### 2. 世帯

#### (1) 世帯数

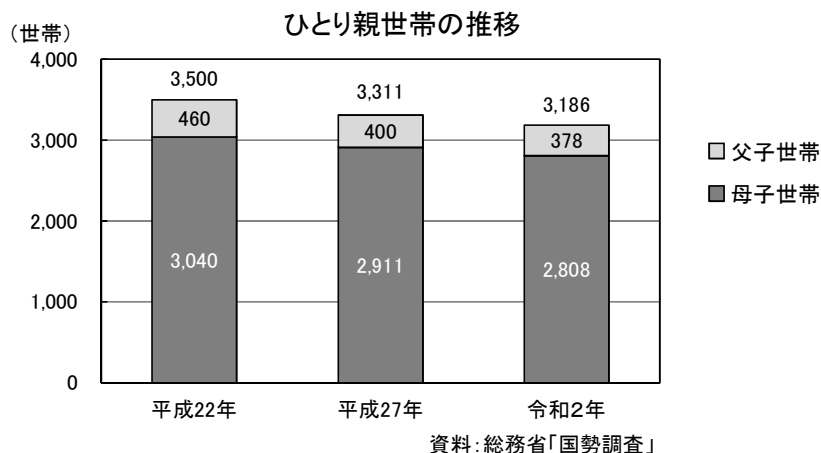
世帯数は増加しており、国勢調査による令和2年の世帯数は267,141世帯、平成22年と比較して約14%の増加となっています。





## (2) ひとり親世帯

ひとり親世帯は減少しており、国勢調査による令和2年のひとり親世帯数は3,186世帯で、母子世帯が9割を占めています。



## (3) 高齢者世帯

ひとり暮らし高齢者と高齢夫婦世帯である高齢者世帯は、増加が続いています。国勢調査による令和2年のひとり暮らし高齢者は27,514世帯、高齢夫婦世帯は23,984世帯となっています。

一般世帯に占める高齢者世帯の割合は令和2年19.3%、内訳は、ひとり暮らし高齢者世帯10.3%、高齢夫婦世帯9.0%ですが、いずれも県より低くなっています。

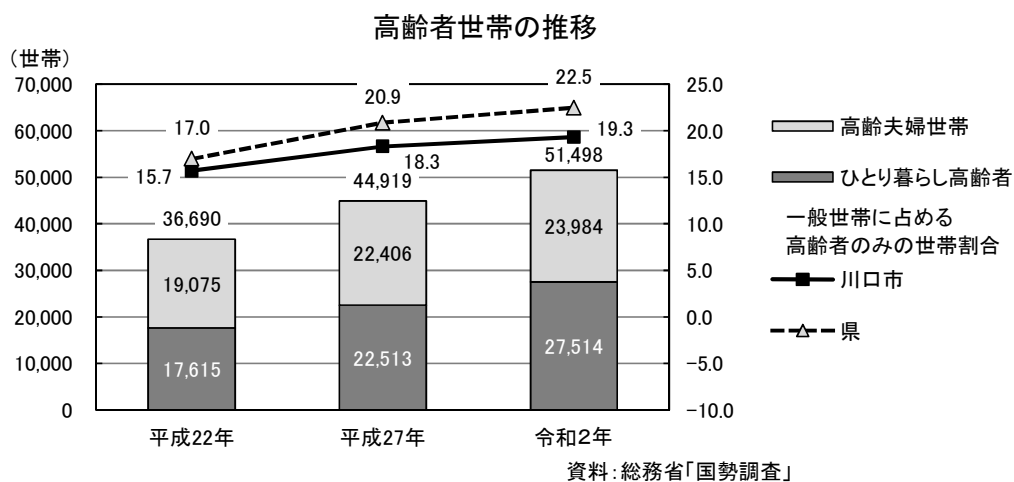
高齢者世帯の状況(令和2年)

単位:世帯、%

		川口市	埼玉県
実数	ひとり暮らし高齢者	27,514	332,963
	高齢夫婦世帯	23,984	376,464
	一般世帯数	266,756	3,157,627
割合	ひとり暮らし高齢者	10.3	10.5
	高齢夫婦世帯	9.0	11.9

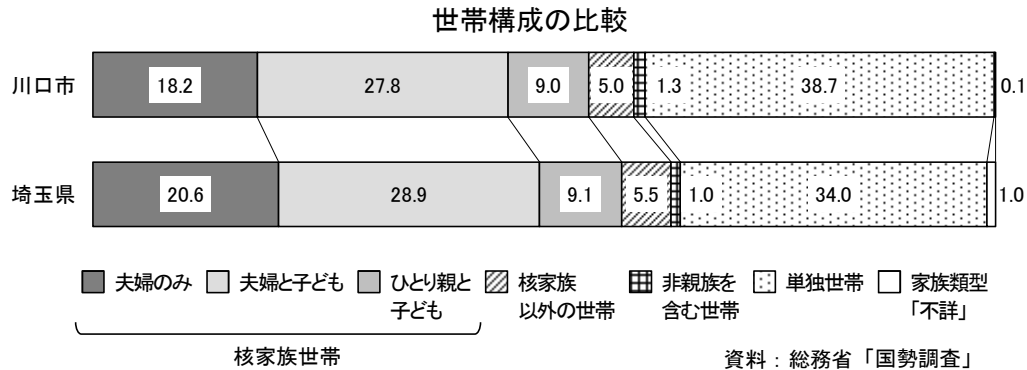
資料:総務省「国勢調査」

高齢夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯



#### (4) 世帯構成

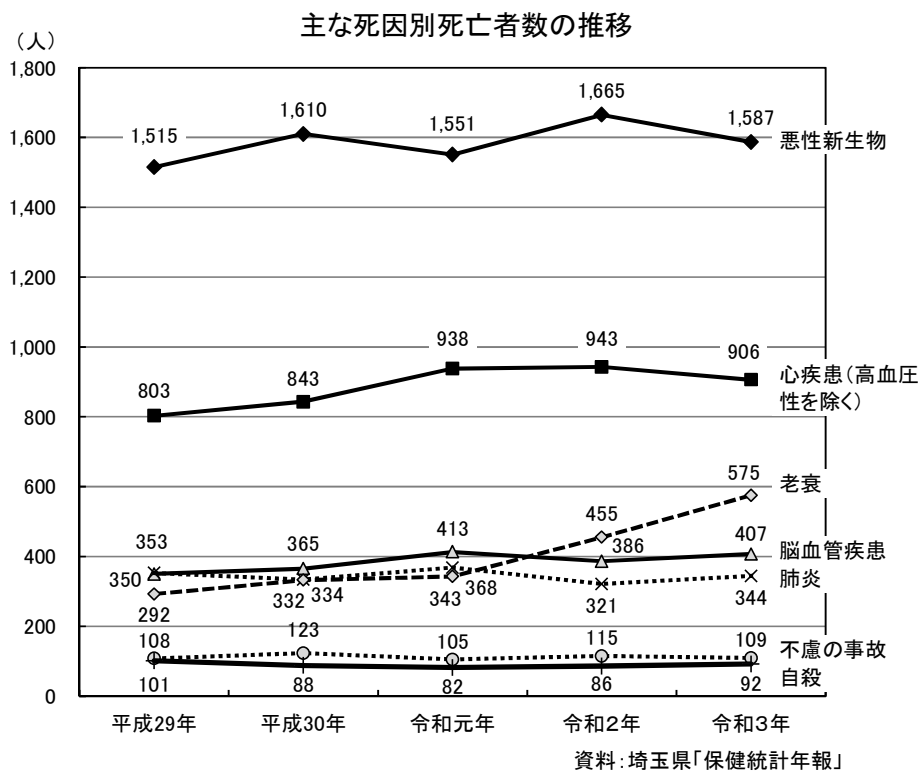
国勢調査による世帯構成の主な割合は、核家族世帯 55.0%（そのうち夫婦と子ども世帯 27.8%）、単独世帯 38.7%となっています。核家族世帯の割合は県より 3.6 ポイント低くなっているのに対し、単独世帯は県より 4.7 ポイント高くなっています。



### 3. 主な死因

#### (1) 死因順位

主な死因は、令和3年「悪性新生物（がん）」、「心疾患（高血圧性を除く）」、「老衰」、「脳血管疾患」、「肺炎」の順で、「老衰」は令和元年から令和3年にかけて 67.6% の増加となっています。「自殺」は「不慮の事故」に次ぐ水準となっています。



## (2) ライフステージ別死因順位

ライフステージ別の死因順位をみると、「自殺」は青年期（15～24歳）では半数を超え、壮年期（25～44歳）は3割近くで、ともに死因の第1位となっています。

ライフステージ別死因順位(平成28年～令和2年)

	幼年期 (0～4歳)	少年期 (5～14歳)	青年期 (15～24歳)	壮年期 (25～44歳)	中年期 (45～64歳)	高齢期 (65歳以上)	総数
第1位	先天奇形, 変形及び染色体異常	不慮の事故	自殺	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
	44.9%	26.7%	54.5%	27.7%	41.9%	29.0%	29.9%
第2位	周産期に発生した病態	悪性新生物	不慮の事故	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	心疾患(高血圧性を除く)	心疾患(高血圧性を除く)
	18.8%	20.0%	15.2%	19.5%	14.9%	16.5%	16.3%
第3位	乳幼児突然死症候群	自殺	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患	肺炎	脳血管疾患
	8.7%	13.3%	9.1%	15.6%	6.9%	7.5%	7.3%
第4位	神経系の疾患	内分泌, 栄養及び代謝疾患／神経系の疾患／心疾患(高血圧性を除く)／脳血管疾患／	神経系の疾患	脳血管疾患	自殺	脳血管疾患	肺炎
	5.8%		6.1%	7.3%	5.5%	7.3%	6.8%
第5位	不慮の事故	脳血管疾患／先天奇形, 変形及び染色体異常	心疾患(高血圧性を除く)	不慮の事故	肝疾患	老衰	老衰
	4.3%	6.7%	4.5%	6.2%	3.2%	7.2%	6.4%

資料: 埼玉県「保健統計年報」

### 【埼玉県「保健統計年報」と厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」の違い】

自殺に関する統計として、本計画では埼玉県の「保健統計年報」と厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」から資料を引用しています。これらの統計には次のような違いがあります。

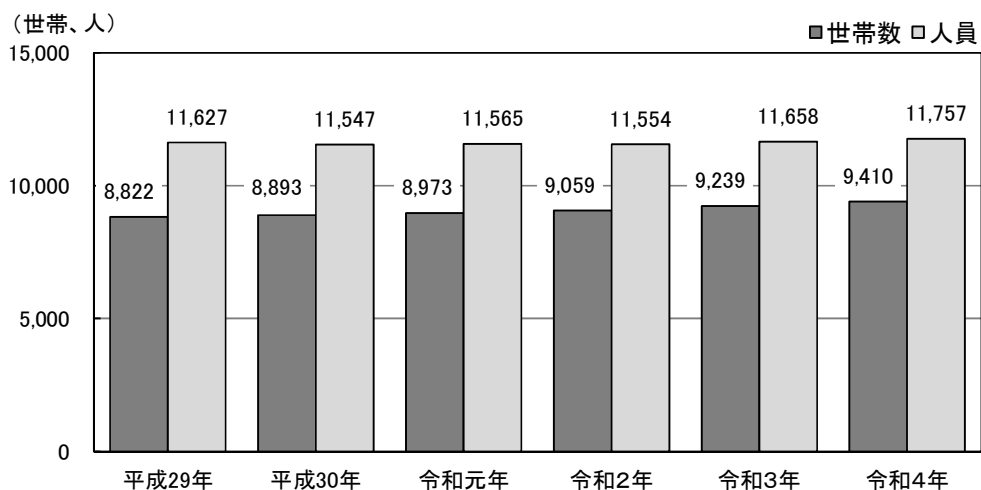
- ・「保健統計年報」は日本における日本人を対象としているのに対し、「地域における自殺の基礎資料」は総人口(日本における外国人も含む)を対象としています。
- ・「保健統計年報」は住所地(住民票上の住所)を基に計上しているのに対し、「地域における自殺の基礎資料」は住居地(住居があった場所)を基に計上しています。
- ・「保健統計年報」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等として扱い、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していないのに対し、「地域における自殺の基礎資料」は警察の捜査等により自殺であると判明した時点で計上しています。

## 4. 生活保護の状況

### (1) 生活保護世帯・人員

令和4年度の本市の生活保護世帯数は9,410世帯、被保護人員は11,757人で、被保護人員はほぼ横ばいで推移していますが、生活保護世帯数は微増傾向にあります。

生活保護世帯・被保護人員の推移(月平均)

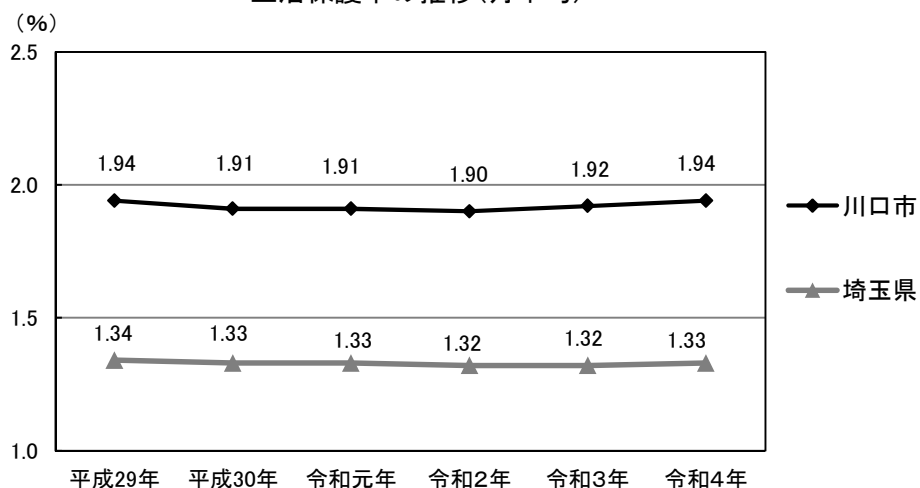


資料:川口市生活福祉1課

### (2) 生活保護率

本市の生活保護率は2%前後で推移しており、県の平均を大きく上回る数値となっています。

生活保護率の推移(月平均)

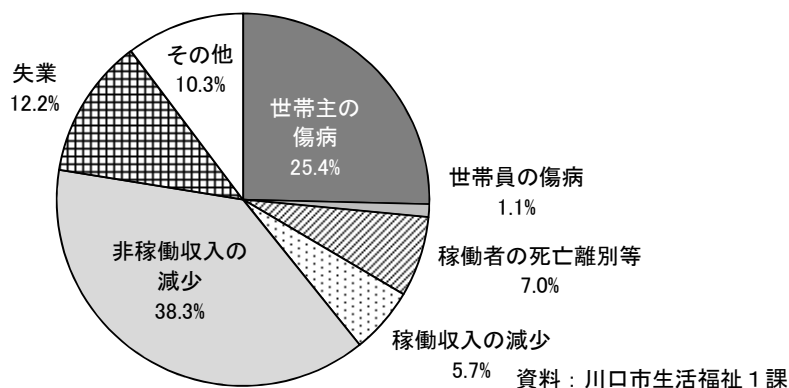


資料:川口市生活福祉1課

### (3) 生活保護の開始理由

生活保護の開始理由は、「非稼働収入（社会保障給付金や貯金等）の減少」によるものが38.3%と最も高く、次いで「世帯主の傷病」25.4%、「失業」12.2%となっています。

生活保護の開始理由(平成29年～令和3年)

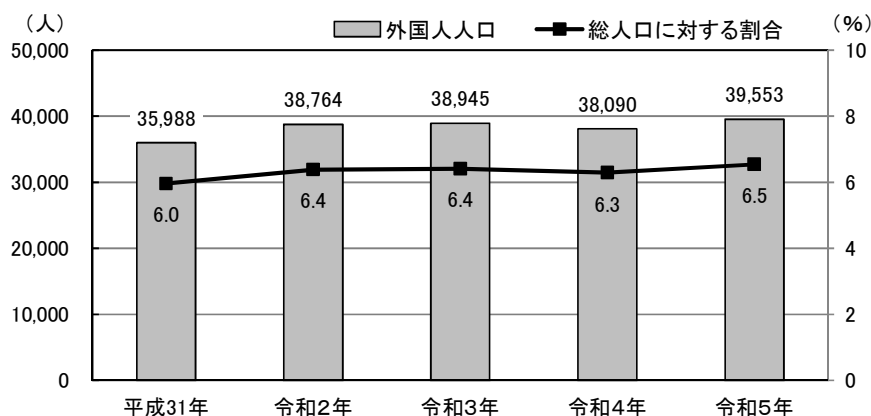


## 5. 外国人人口

本市に在住する外国人は増加傾向にあり、令和5年が39,553人となっており、総人口に対する割合は6.5%に達しています。

本市の在留外国人総数は、全国の自治体の中でも上位にあり、令和3年は1位、令和4年は2位となっています。

外国人人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳」(各年1月1日現在)

在留外国人総数上位自治体(令和4年12月末現在)

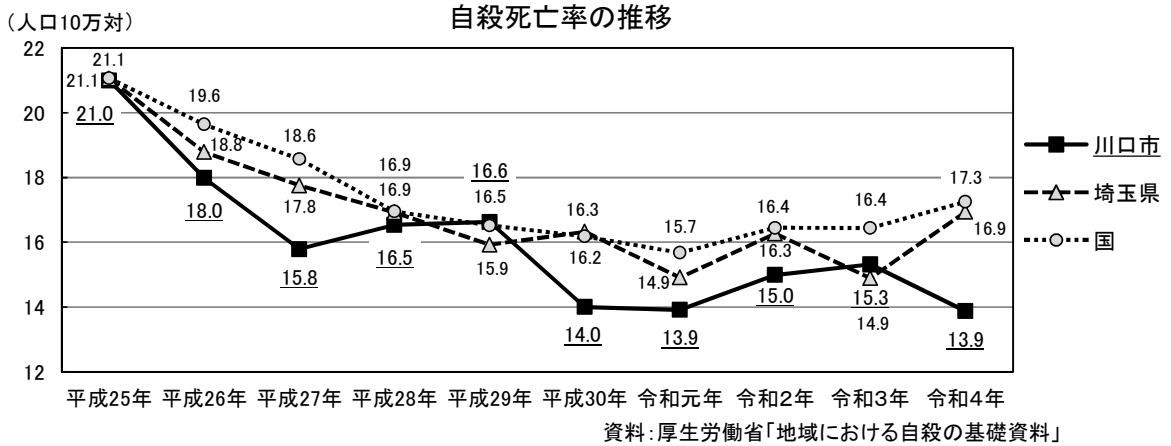
順位	都道府県市区町	在留外国人総数
1	東京都新宿区	41,228
2	川口市	40,116
3	東京都江戸川区	39,555
4	東京都足立区	36,698
5	東京都江東区	34,390

資料：法務省「在留外国人統計」

## 第2節 本市における自殺の現状

### 1. 自殺死亡率の状況

人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率について国・県と比較すると、本市の死亡率は平成25年以降、平成29年を除いては、国・県を下回る水準で推移しています。

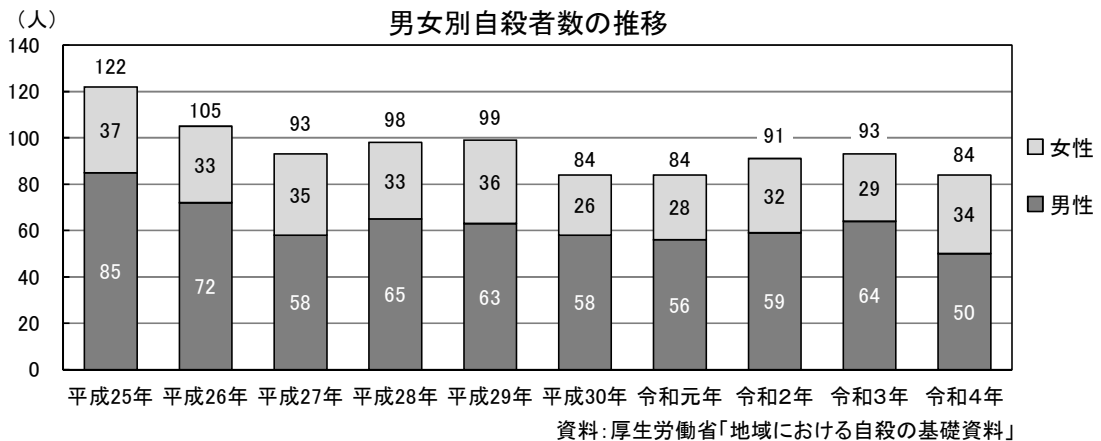


### 2. 男女別の状況

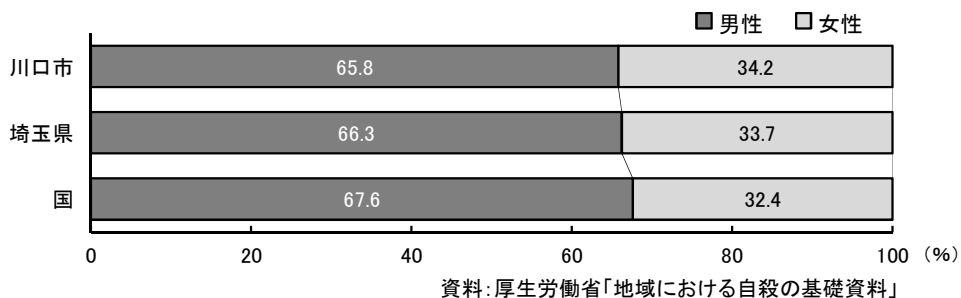
#### (1) 男女別自殺者数

本市の自殺者数は、平成25年以降、平成28年、29年を除き減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大下の令和2年、3年は増加に転じ、令和4年はふたたび減少に転じています。自殺者数は、男性が女性を大きく上回って推移しています。

男女別自殺者数の割合について、平成30年から令和4年までの5年間の割合は、男性は国・県の割合をやや下回りますが、女性は国・県の割合よりやや高くなっています。

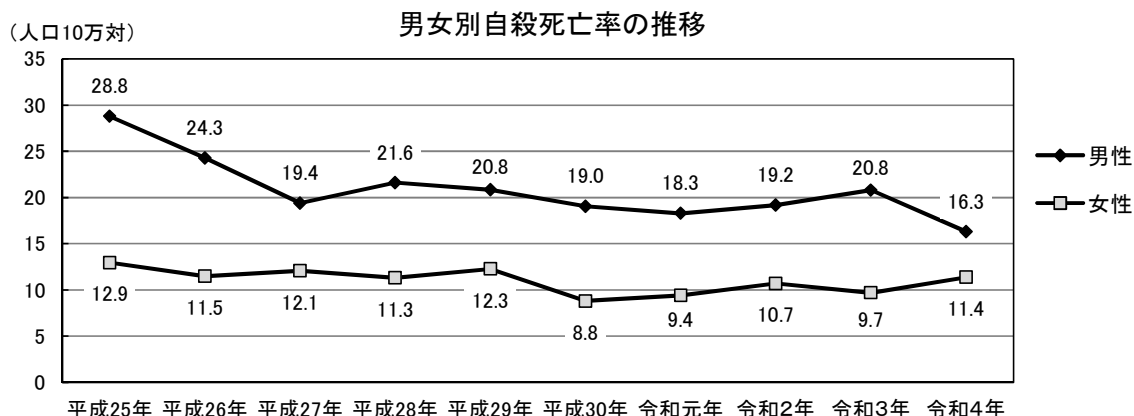


自殺者の性別構成比の比較(平成30年～令和4年の合計)



## (2) 男女別自殺死亡率

自殺死亡率は、男女とも減少・横ばい傾向にあります。令和4年に男性は前年より4.5ポイント減少しているのに対し、女性は1.7ポイント増加しています。



平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年

資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

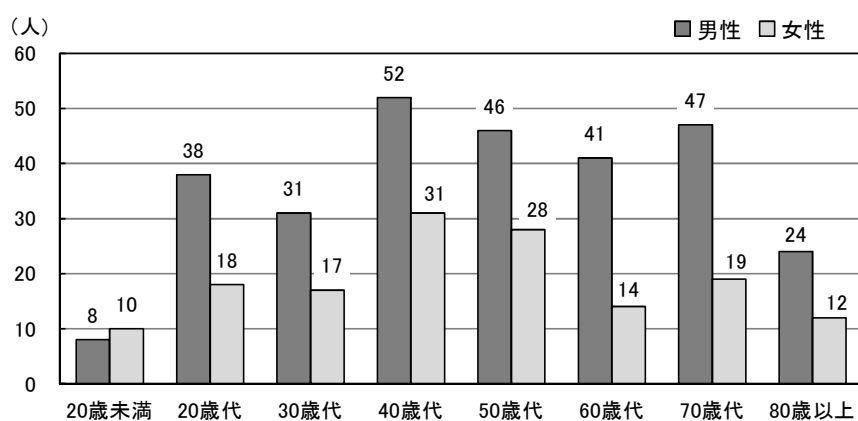
## 3. 男女年齢別の状況

### (1) 男女年齢別自殺者数

平成30年から令和4年までの5年間の男女年齢別自殺者数をみると、男性は40歳代で52人、50歳代、60歳代及び70歳代で40人を超えています。女性は40歳代が31人、50歳代が28人と続いています。

各年でみると、新型コロナウイルス感染症拡大下の令和2年(2020年)、令和3年(2021年)に男性の20歳代、60歳代、女性の30歳代、50歳代で増加がみられます。また、女性の20歳未満では令和3年(2021年)、令和4年(2022年)に増加しています。

男女年齢別自殺者数(平成30年～令和4年の合計)



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 男女年齢別自殺者数

〈男性〉

単位:人

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	総数
平成30年	1	4	5	10	8	8	17	5	0	58
令和元年	4	5	10	13	9	4	8	3	0	56
令和2年	0	12	6	7	10	10	8	6	0	59
令和3年	2	10	5	13	9	11	8	6	0	64
令和4年	1	7	5	9	10	8	6	4	0	50

〈女性〉

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	総数
平成30年	0	4	3	6	5	4	4	0	0	26
令和元年	0	5	2	6	4	4	4	3	0	28
令和2年	1	4	5	6	9	1	2	4	0	32
令和3年	4	4	4	4	6	2	2	3	0	29
令和4年	5	1	3	9	4	3	7	2	0	34

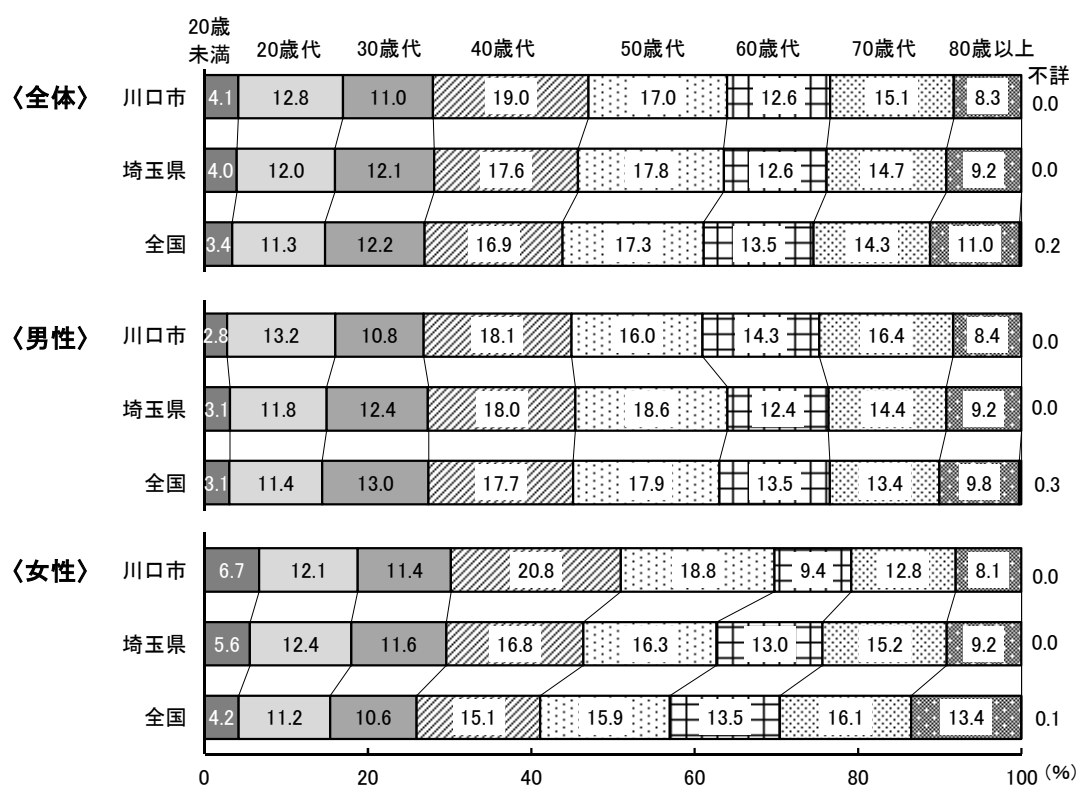
資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (2) 男女年齢別自殺者の割合

平成30年から令和4年までの5年間の年齢別自殺者の割合は、40歳代19.0%、50歳代17.0%、70歳代15.1%、20歳代12.8%、60歳代12.6%の順となっています。70歳代、40歳代、20歳代、20歳未満は、国・県より高くなっています。

男女年齢別でみると、男性は70歳代、60歳代、40歳代及び20歳代で、女性は40歳代、50歳代、20歳未満で国・県より高くなっています。ただし、男性の40歳代については、それほど差はありません。

男女別年齢別自殺者割合(平成30年～令和4年の合計)



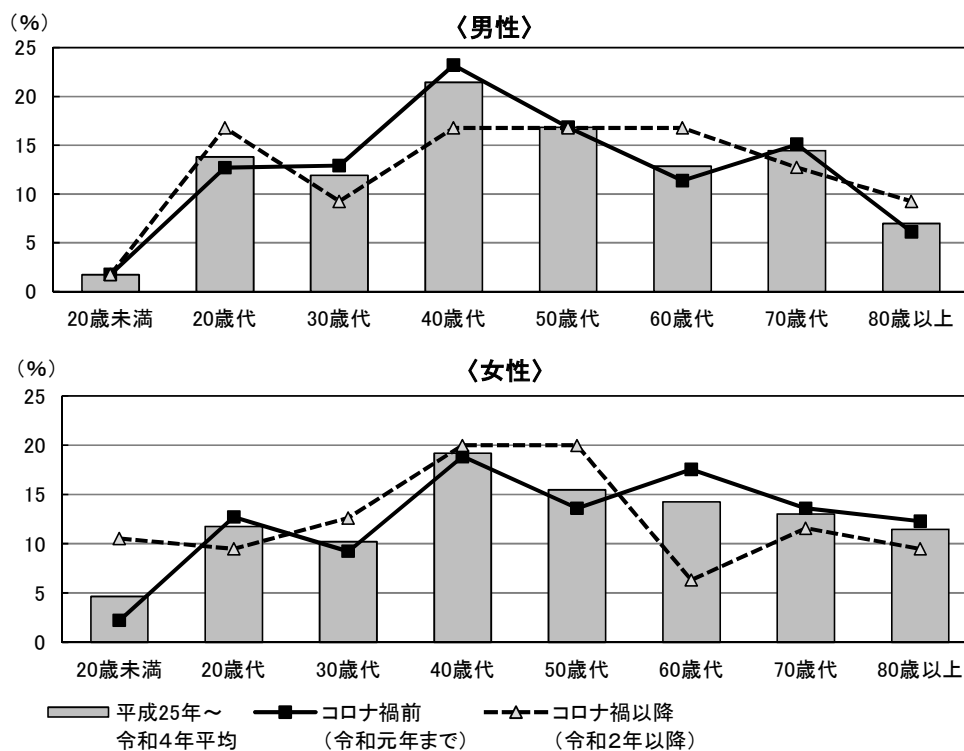
資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



## 4. 新型コロナウイルス感染拡大と自殺の動向

新型コロナ感染拡大下の令和2年以降の自殺者の年代別割合と、感染拡大前の平成25年から令和元年までの平均割合とを比較すると、令和2年以降においては、男性は20歳代、60歳代及び80歳以上、女性は20歳未満、30歳代及び50歳代の割合が高くなっているのがわかります。

新型コロナ感染拡大前と以降の自殺者の年代別比率



資料: 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

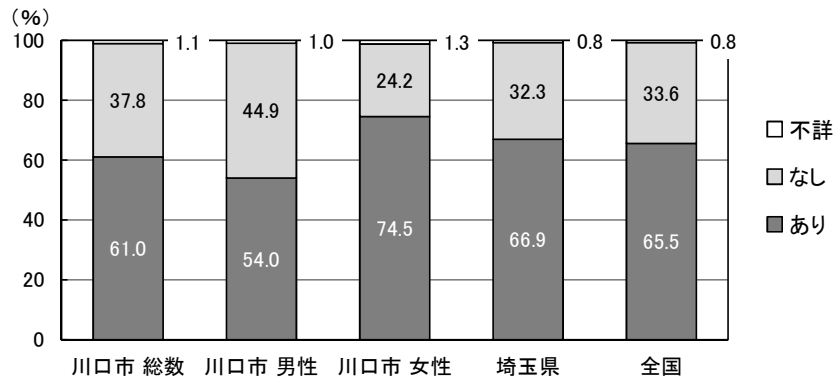
## 5. 自殺者の状況

### (1) 同居人の有無

自殺者の同居人の有無について、男女別にみると、同居人「あり」は女性74.5%が男性54.0%を上回ります。

国・県と比較すると、本市の同居人「あり」61.0%は、国・県より低くなっています。単独世帯が多いためと考えられますが、なかでも男性の同居人「あり」は54.0%と低い割合となっています。

自殺者の同居人の有無別構成比の比較(平成30年～令和4年の合計)



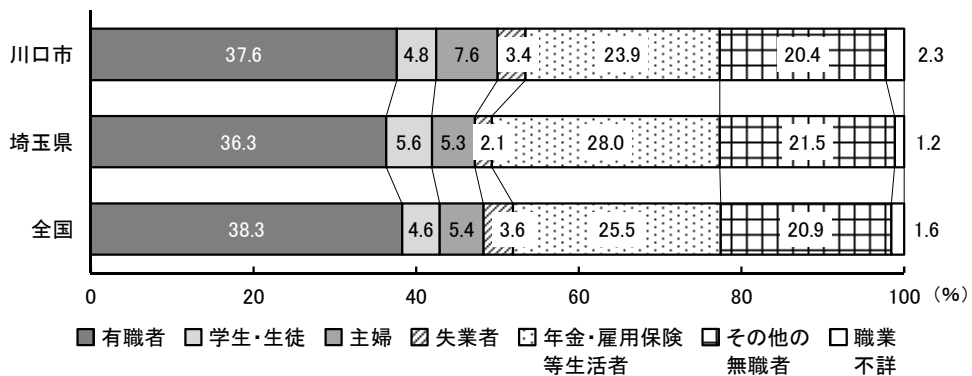
資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (2) 職業別

自殺者の職業は、「有職者」37.6%、「年金・雇用保険等生活者」23.9%、「その他の無職者」20.4%の順となっています。

国・県と比較すると、「有職者」はほぼ同程度ですが、「主婦」の割合はやや高く、「年金・雇用保険等生活者」の割合はやや低くなっています。

自殺者の職業別構成比の比較(平成30年～令和4年の合計)

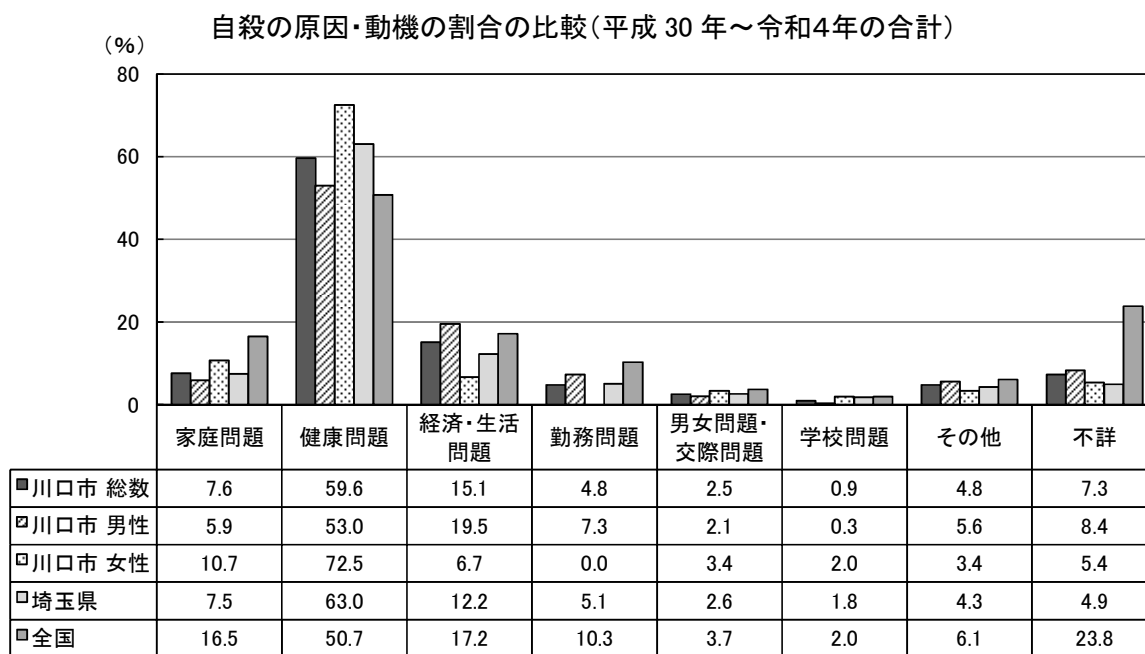


資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (3) 自殺の原因・動機

自殺の原因について男女別にみると、突出している「健康問題」59.6%は、女性72.5%が男性53.0%を大きく上回ります。次いで「経済・生活問題」15.1%は男性19.5%が女性6.7%を大きく上回ります。

国・県と比較すると、本市の「健康問題」は県と同程度ですが、国を10ポイント近く上回ります。



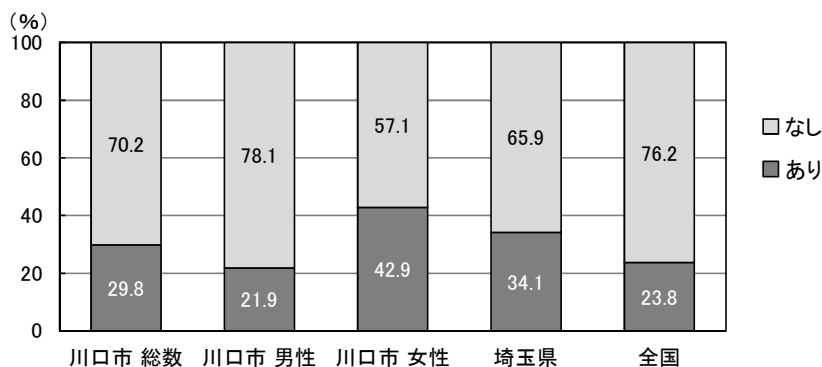
資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (4) 自殺者における未遂歴の有無

自殺者の未遂歴の「あり」は、女性42.9%が男性21.9%を大きく上回ります。

国・県との比較では、本市の「あり」29.8%は県よりも低く、国よりも高くなっています。

自殺者の未遂歴の有無別構成比の比較(平成30年～令和4年の合計)



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### 第3節 アンケート結果にみる市民意識

川口市自殺対策推進計画（第2次）の策定にあたって、市民の日頃の悩みや、こころの健康に関する意識などを把握するため市民意識調査を実施しました。

#### 1. 調査の実施概要

調査地域：川口市全域

調査対象：市内在住の18歳以上の市民6,000人を無作為抽出

調査方法：調査票を郵送により配布、郵送及びインターネットにより回収

調査期間：令和5年7月31日～8月18日

回収結果：6,000件配布、1,259件回収（回収率21.0%）

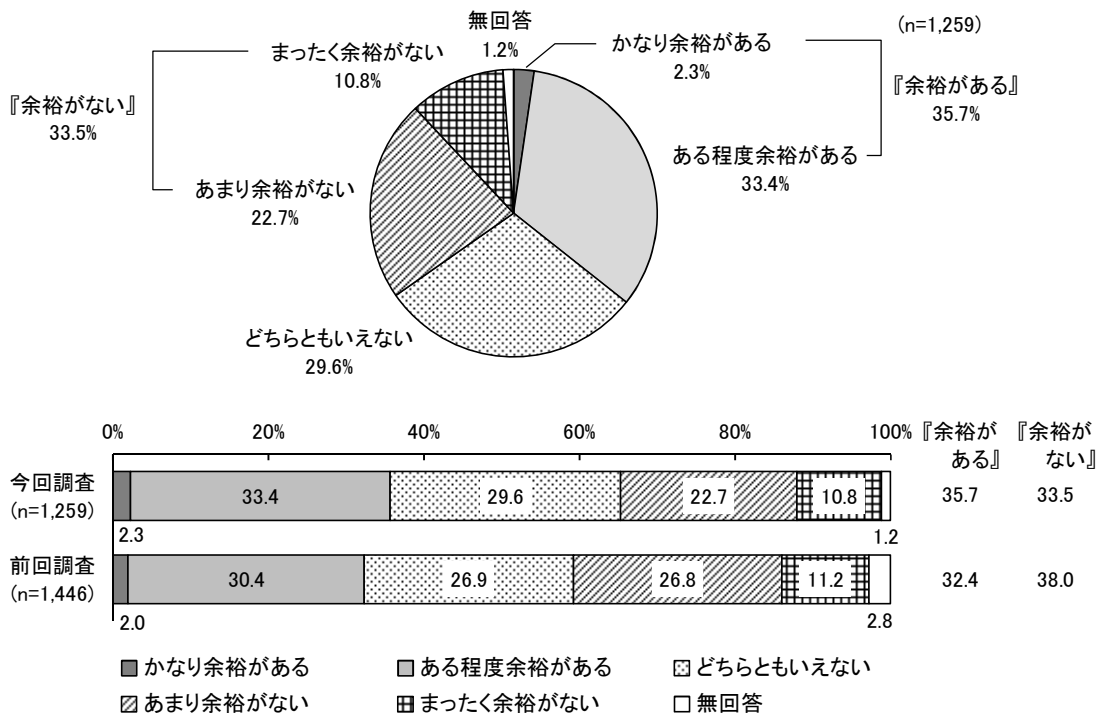
#### 2. 調査結果の概要

##### （1）あなたご自身のことについて

##### ①ご家庭の家計の余裕は

「かなり余裕がある」2.3%、「ある程度余裕がある」33.4%、合わせた『余裕がある』は35.7%に対し、「まったく余裕がない」10.8%、「あまり余裕がない」22.7%、合わせた『余裕がない』は33.5%となっています。『余裕がある』と『余裕がない』は同程度となっています。

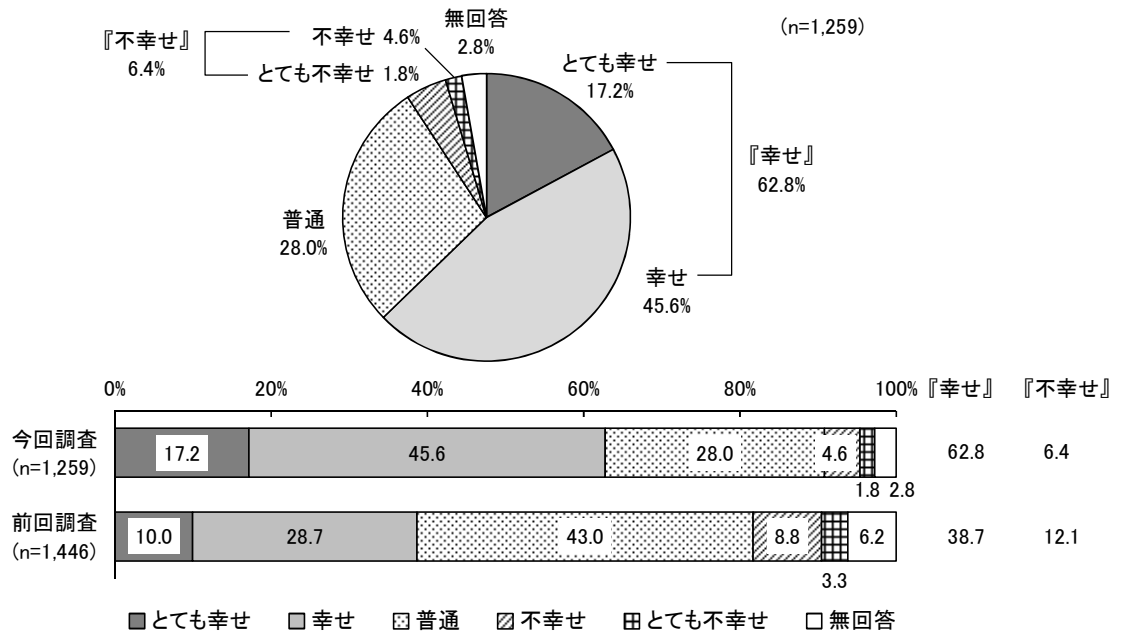
前回調査では、『余裕がない』38.0%が『余裕がある』32.4%をやや上回っています。



## ②現在、あなたはどの程度幸せと感じているか

「幸せ」45.6%、「とても幸せ」17.2%、合わせた『幸せ』は62.8%に対し、「不幸せ」4.6%、「とても不幸せ」1.8%、合わせた『不幸せ』は6.4%となっています。

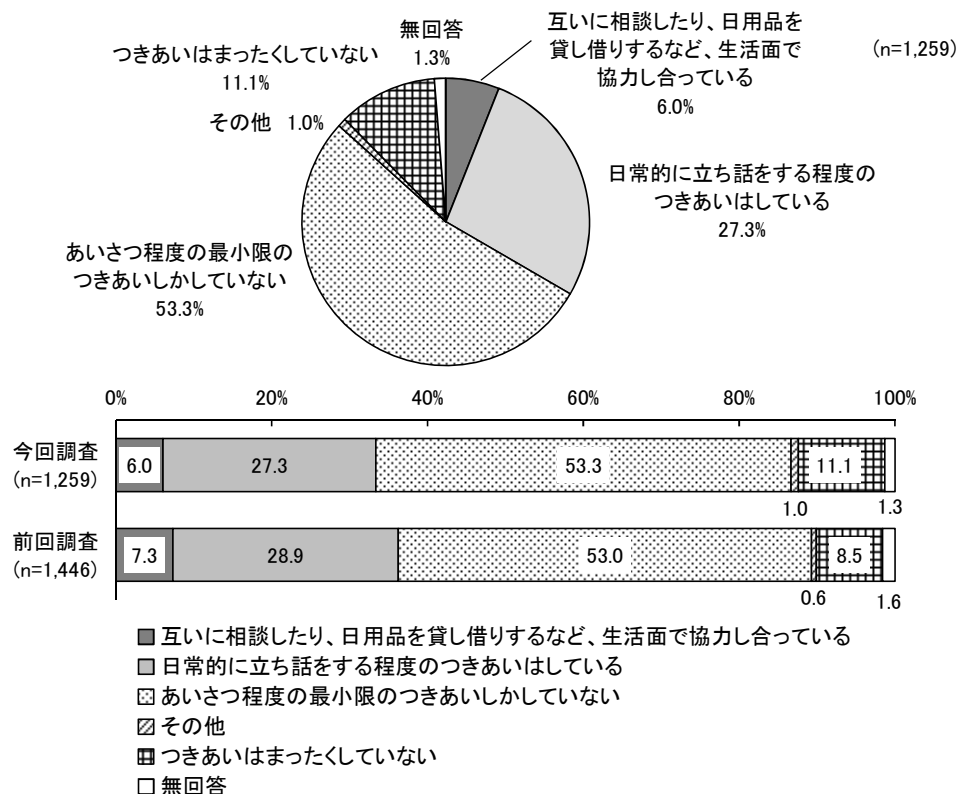
前回調査と比べ、『幸せ』が大幅に増え、『不幸せ』が減っています。



## ③ご近所とのつきあいは

「あいさつ程度の最小限のつきあいしかしていない」53.3%、次いで「日常的に立ち話をする程度のつきあいはしている」27.3%、「つきあいはまったくしていない」11.1%、「互いに相談したり、日用品を貸し借りするなど、生活面で協力し合っている」6.0%となっています。

前回調査と比べ、「つきあいはまったくしていない」がやや増えています。



## (2) 悩みやストレスについて

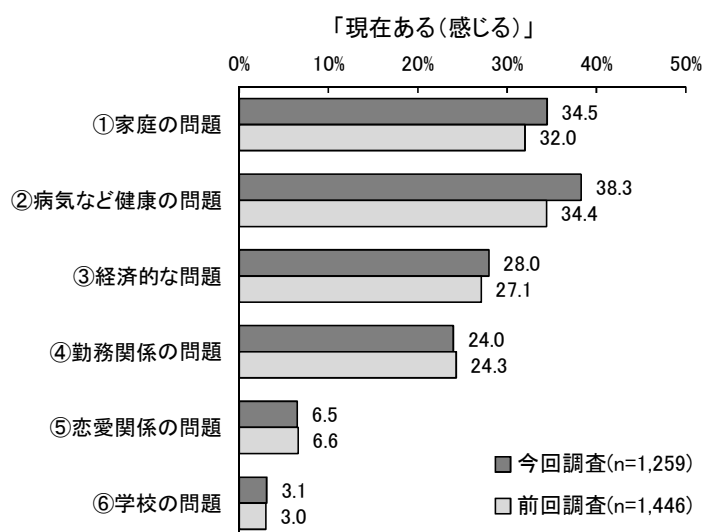
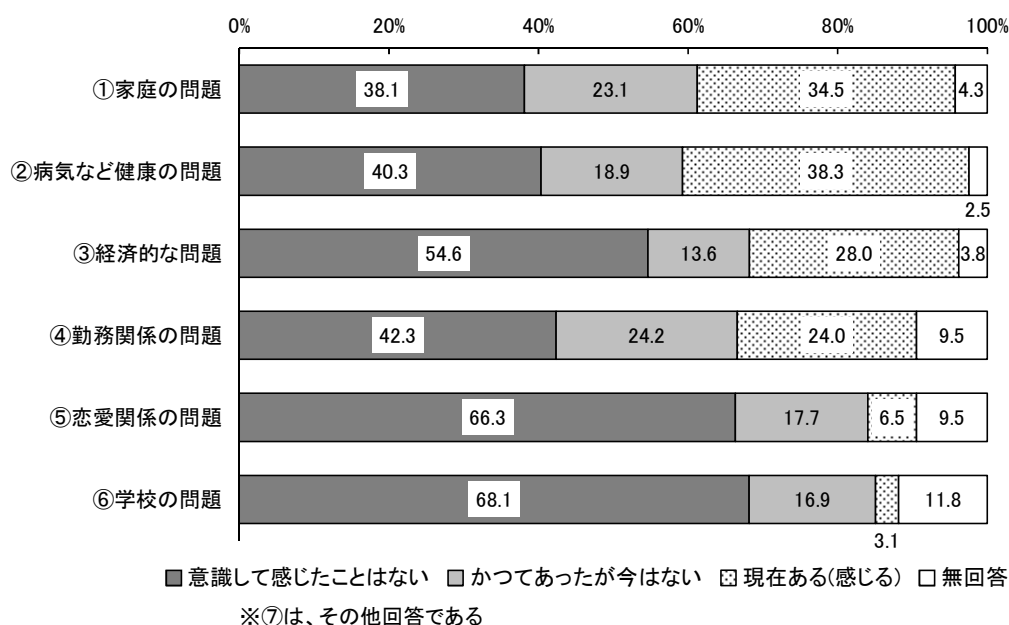
### ①悩みや苦勞、ストレス、不満を感じること

悩みやストレスは、健康問題、家庭問題が多くなっています。

「現在ある(感じる)」は、「病気など健康の問題」38.3%、「家庭の問題」34.5%、「経済的な問題」28.0%、「勤務関係の問題」24.0%、「恋愛関係の問題」6.5%、「学校の問題」3.1%となっています。

また、「かつてあったが今はない」は、「勤務関係の問題」24.2%、「家庭の問題」23.1%、「病気など健康の問題」18.9%となっています。

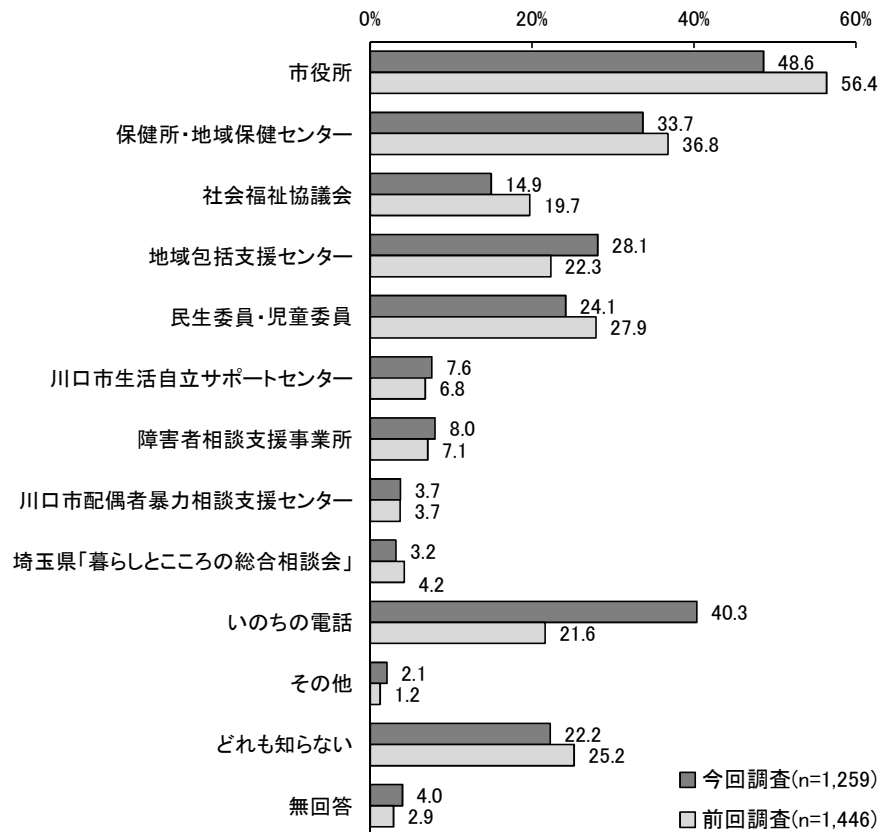
前回調査と比べ、「病気などの健康の問題」や「家庭の問題」が増えています。



## ②相談機関・相談先を知っているか

最も多いのが「市役所」48.6%、次いで「いのちの電話」40.3%、「保健所・地域保健センター」33.7%、「地域包括支援センター」28.1%、「民生委員・児童委員」24.1%、「社会福祉協議会」14.9%となっています。「どれも知らない」は22.2%です。

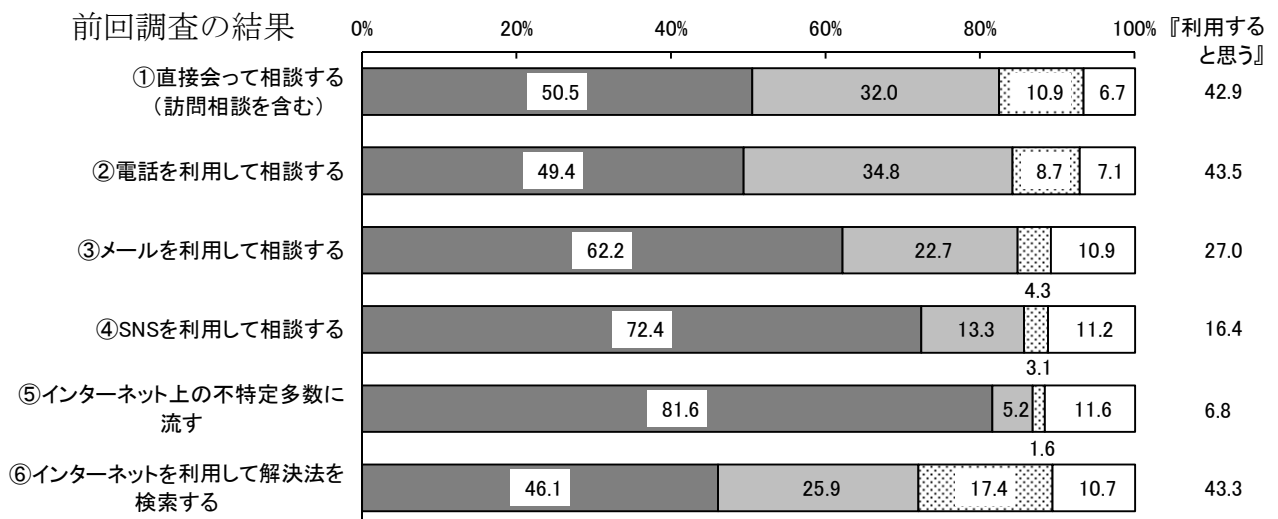
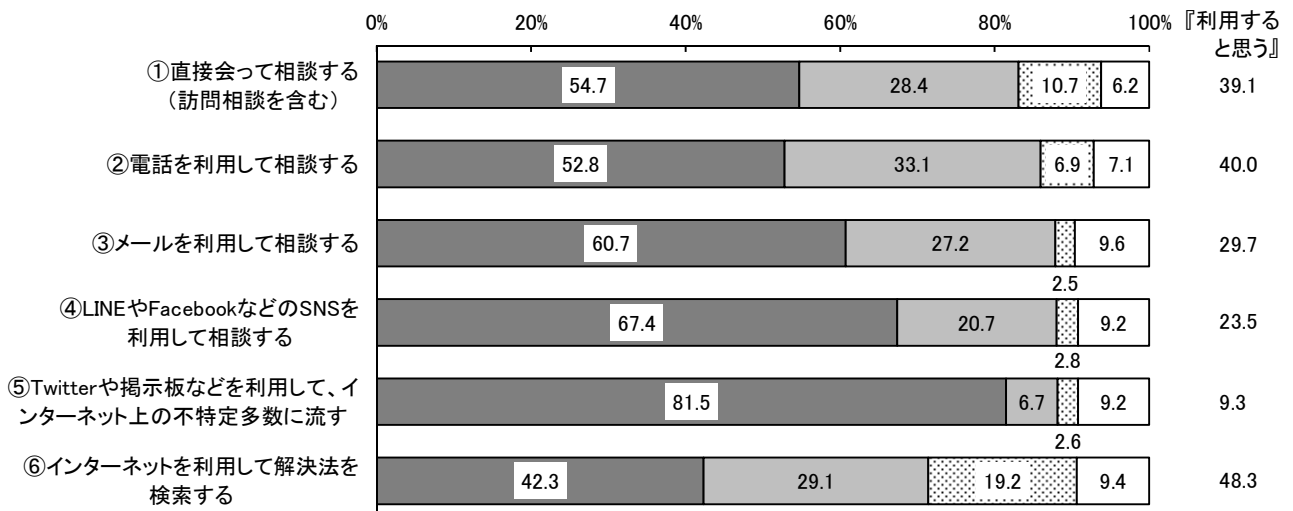
前回調査と比べると、「いのちの電話」は20ポイント近く増えています。「地域包括支援センター」も増えていますが、「市役所」「保健所・地域保健センター」「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」は、いずれも減っています。なお、「どれも知らない」は、やや減っています。



### ③相談したいと思った時の方法は

「相談・利用したことがある」「実際にしたことはないが相談・利用すると思う」を合わせた『利用すると思う』は「⑥インターネットを利用して解決法を検索する」48.3%、「②電話を利用して相談する」40.0%、「①直接会って相談する（訪問相談を含む）」39.1%、「③メールを利用して相談する」29.7%となっています。

前回調査での『利用すると思う』は「②電話を利用して相談する」43.5%、「⑥インターネットを利用して解決法を検索する」43.3%、「①直接会って相談する（訪問相談を含む）」42.9%ですが、インターネットやSNS利用が増え、直接会ったり電話利用はやや減っています。



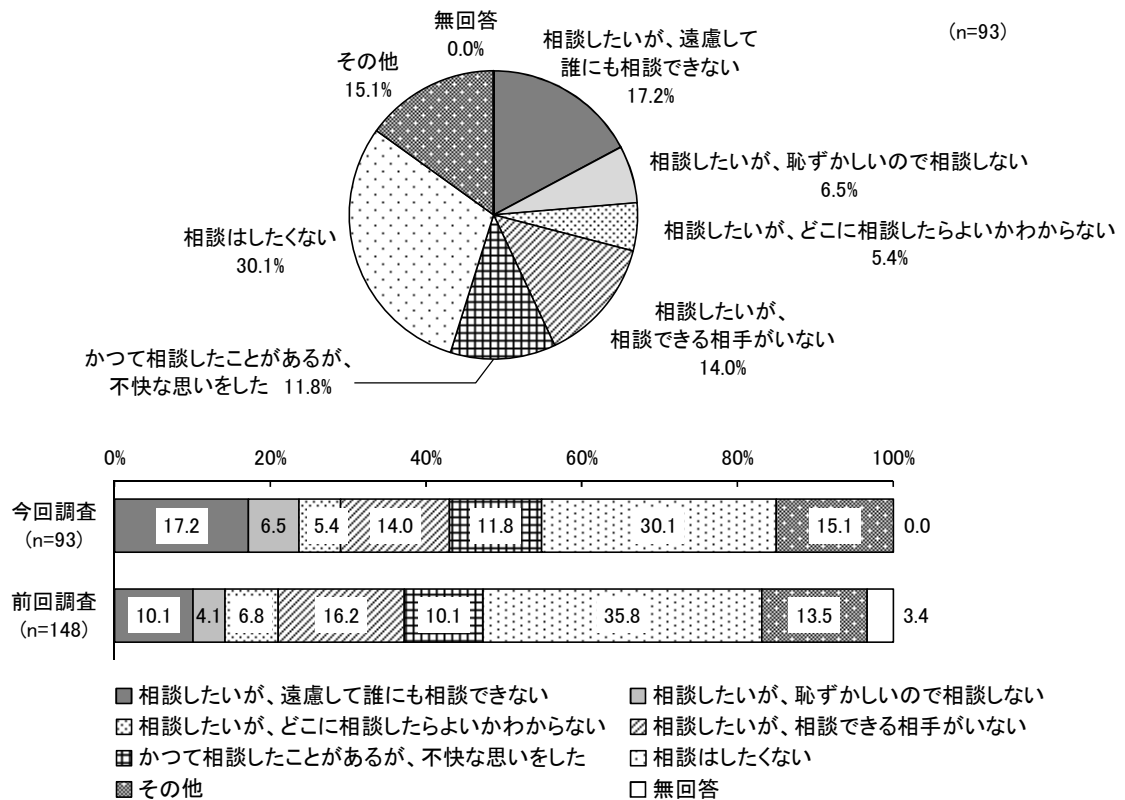
- 相談・利用しないと思う
- 実際にしたことはないが相談・利用すると思う
- ▣ 相談・利用したことがある
- 不明



#### ④誰にも相談しない・できない理由は

「相談はしたくない」30.1%が最も多く、次いで「相談したいが、遠慮して誰にも相談できない」17.2%、「相談したいが、相談できる相手がいない」14.0%、「かつて相談したことがあるが、不快な思いをした」11.8%となっています。

前回調査と比べると、「相談はしたくない」や「相談したいが、どこに相談したらよいかわからない」は減っていますが、「相談したいが、遠慮して誰にも相談できない」「相談したいが、恥ずかしいので相談しない」は増えています。



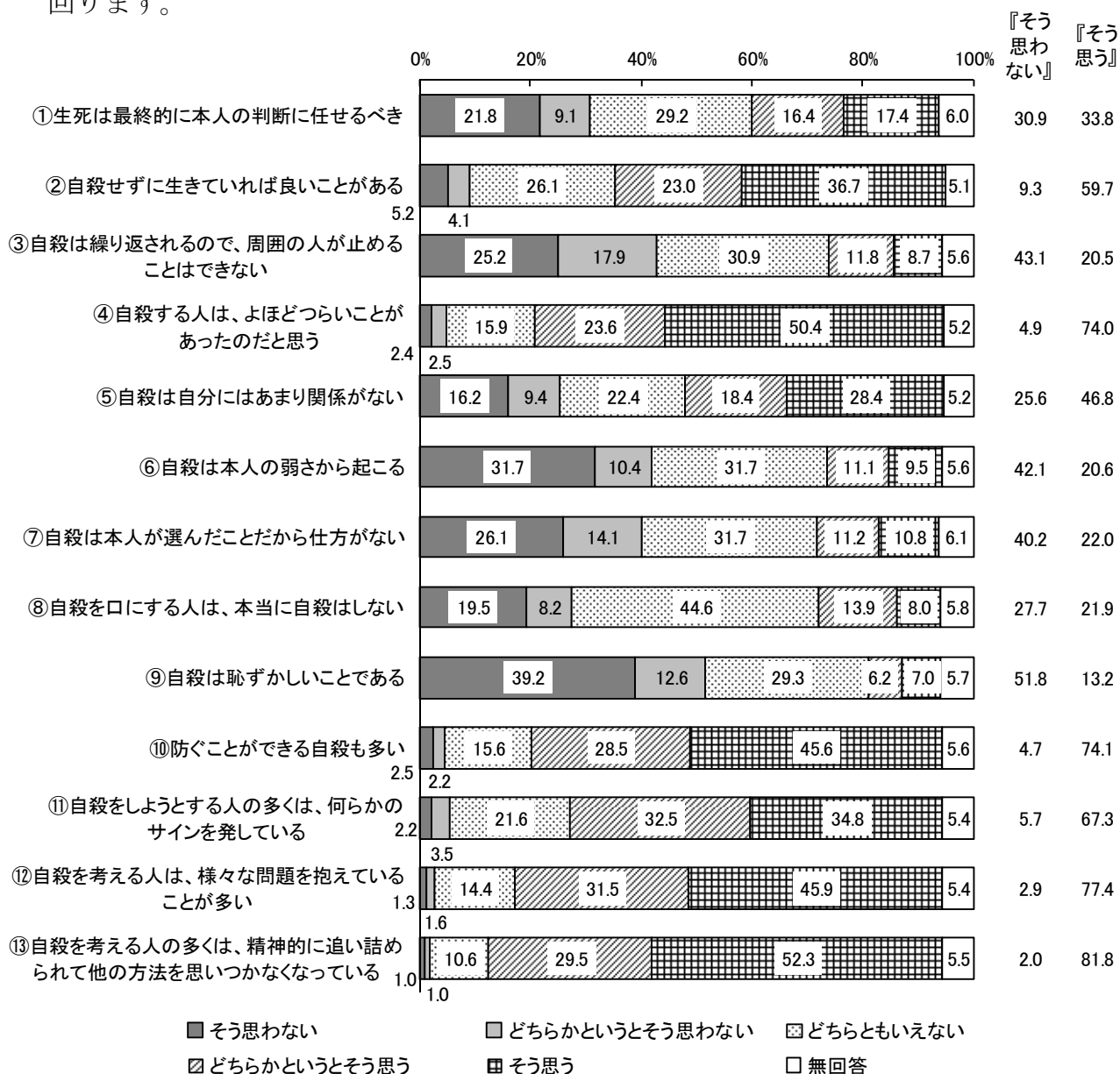
### (3) 自殺対策に対する考えについて

#### ① 「自殺」についてどのように思うか

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』と、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『そう思わない』を比較します。

自殺の認識については、「②自殺せずに生きていれば良いことがある」「④自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思う」「①生死は最終的に本人の判断に任せるべき」「⑤自殺は自分にはあまり関係がない」いずれも『そう思う』が『そう思わない』を上回りますが、「③自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」「⑥自殺は本人の弱さから起こる」「⑦自殺は本人が選んだことだから仕方がない」「⑨自殺は恥ずかしいことである」は『そう思わない』が『そう思う』を上回ります。

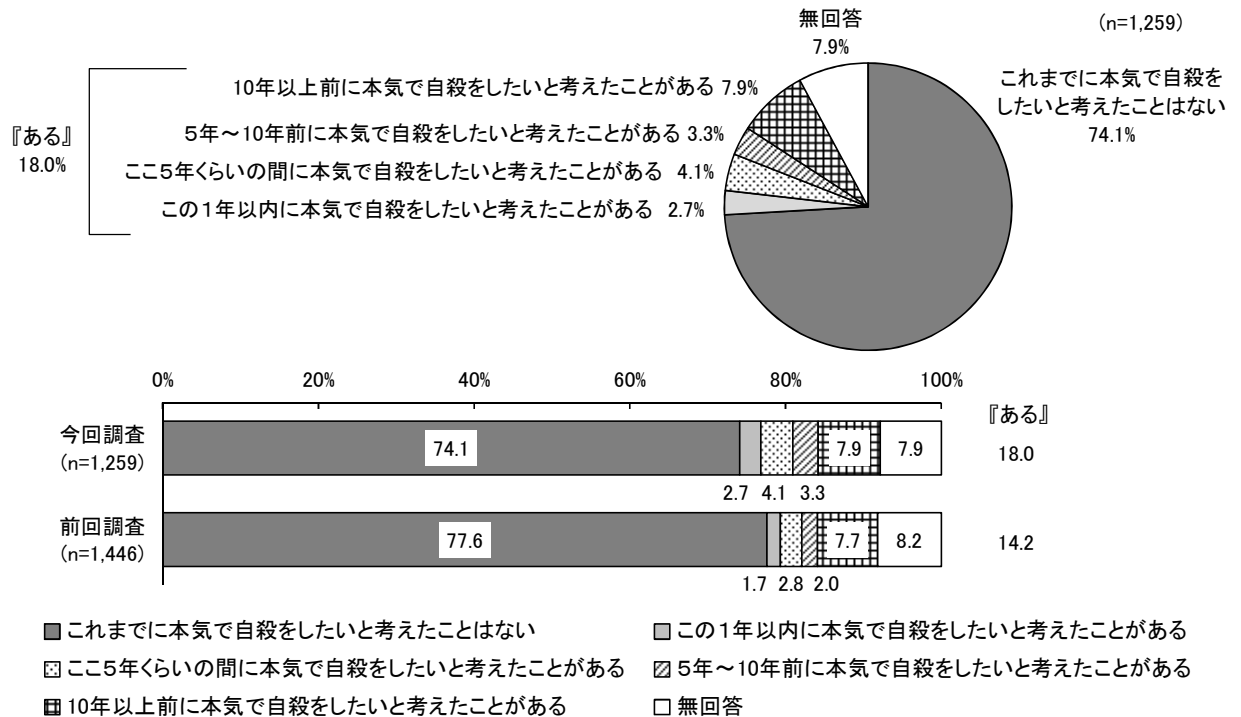
一方、自殺対策の理解については、「⑩防ぐことができる自殺も多い」「⑪自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」「⑫自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」「⑬自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思い浮かなくなっている」いずれも『そう思う』が『そう思わない』を上回ります。



## ②本気で自殺をしたいと考えたこと

「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」74.1%、「10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」7.9%、「ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」4.1%、「5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」3.3%、「この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある」2.7%となっています。自殺をしたいと考えたことが『ある』は18.0%となっています。

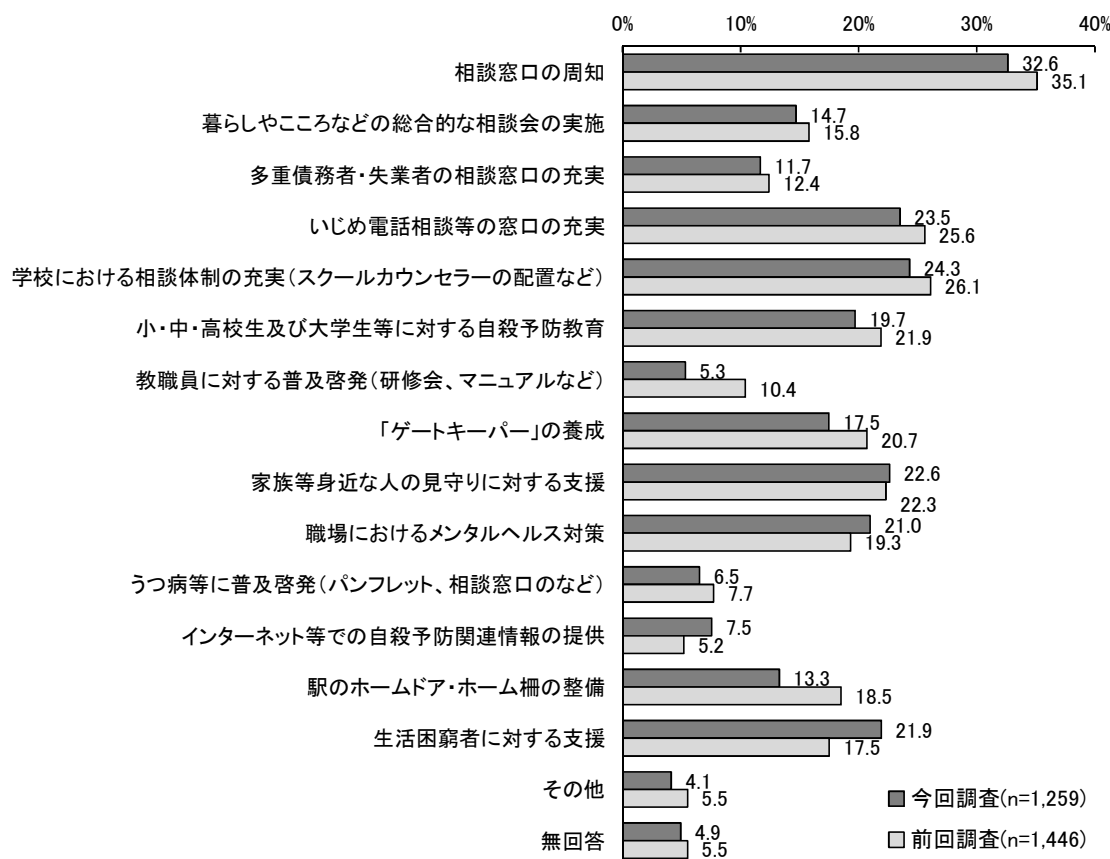
前回調査と比べ、「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」がやや減り、自殺をしたいと考えたことが『ある』が増えています。



## ③自殺予防対策に効果的だと思うもの

「相談窓口の周知」32.6%、「学校における相談体制の充実（スクールカウンセラーの配置など）」24.3%、「いじめ電話相談等の窓口の充実」23.5%、「家族等身近な人の見守りに対する支援」22.6%、「生活困窮者に対する支援」21.9%、「職場におけるメンタルヘルス対策」21.0%、「小・中・高校生及び大学生等に対する自殺予防教育」19.7%となっています。

前回調査と比べ増えているのは、「家族等身近な人の見守りに対する支援」「職場におけるメンタルヘルス対策」「インターネット等での自殺予防関連情報の提供」「生活困窮者に対する支援」となっています。

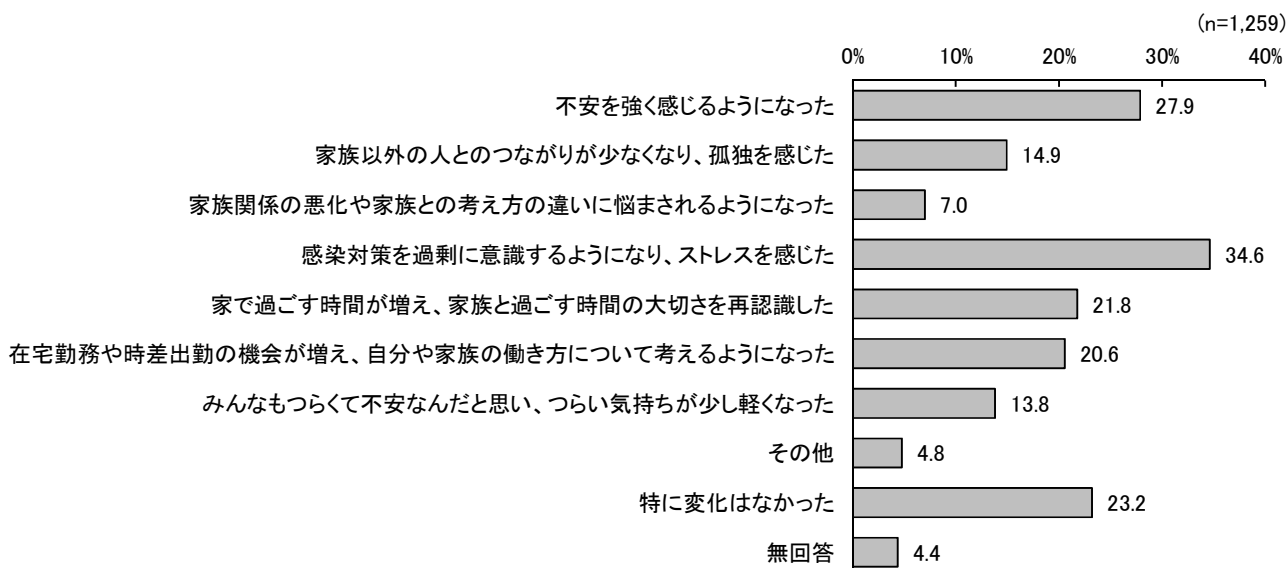


#### (4) 新型コロナウイルス感染症について

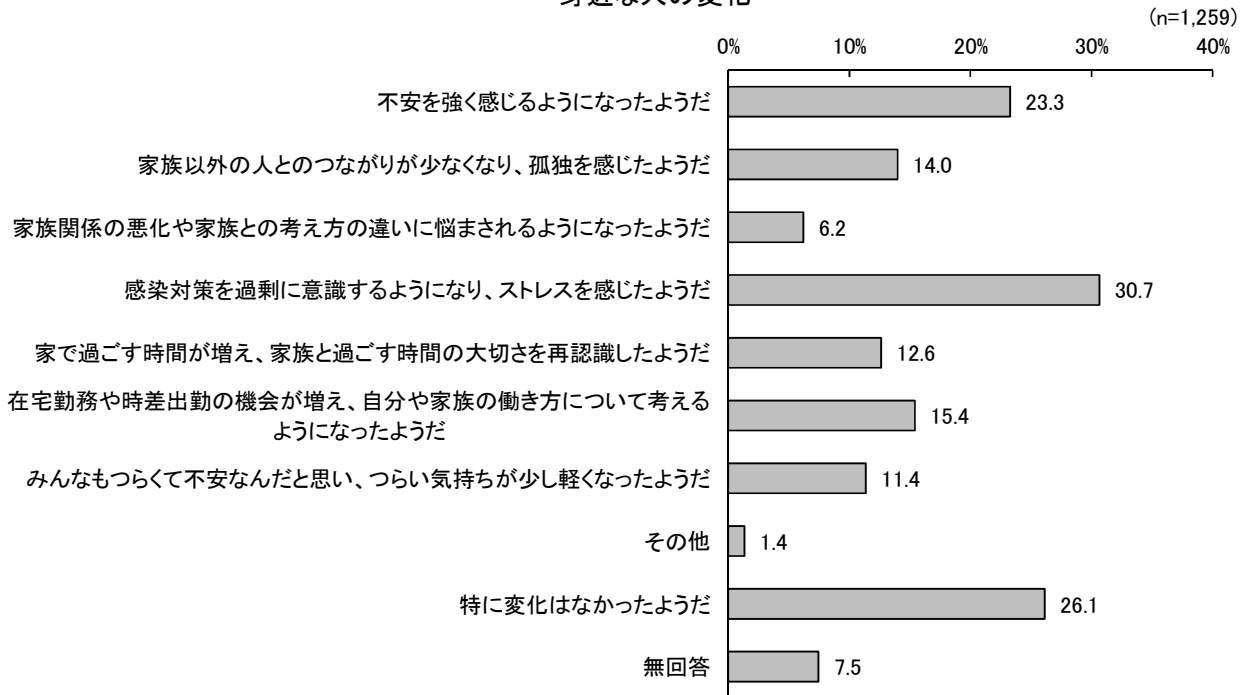
##### ①新型コロナウイルス感染症以降の自分自身の心情や考えの変化

新型コロナウイルス感染症以降の自分自身や身近な人の心情等の変化は「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」「不安を強く感じるようになった」であり、自分自身の変化が身近な人の変化をやや上回りますが、上位2項目が一致しています。

##### 自分自身の変化



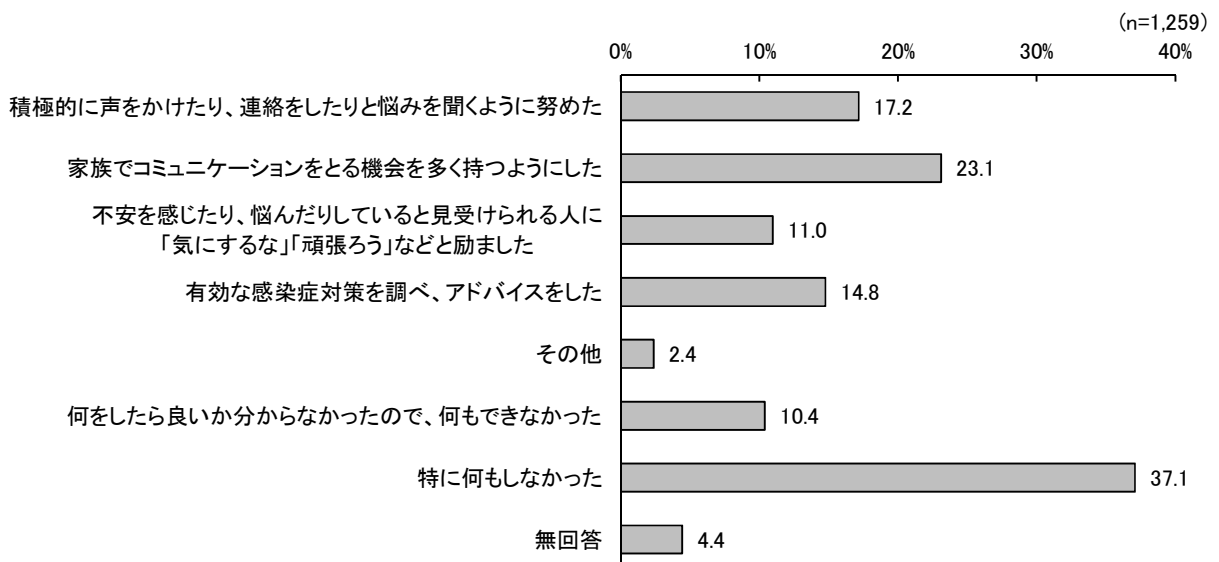
## 身近な人の変化



### ②身近な人の心情や考えの変化に対する具体的な行動

「特に何もしなかった」37.1%、「何をしたら良いか分からなかったので、何もできなかった」10.4%となっています。具体的な行動を「しなかった」「できなかった」は2人に1人があげています。

これに対し、具体的な行動は「家族でコミュニケーションをとる機会を多く持つようにした」23.1%、「積極的に声をかけたり、連絡をしたりと悩みを聞くように努めた」17.2%、「有効な感染症対策を調べ、アドバイスをした」14.8%となっています。



## 第4節 関係団体等へのヒアリング結果

### 1. 調査の目的

川口市自殺対策推進計画（第2次）の策定に向けて、地域において自殺対策につながる「生きるための支援」に関する事業・活動にご尽力されている関係機関・団体の皆様を対象に、現在の活動の状況や今後の方向性等をお聞きし、計画の策定や施策の立案に活用することを目的として本調査を実施しました。

### 2. 調査設計

●調査期間 令和5年8月10日～9月8日

対象	依頼先	依頼者数	回収数
学校・教育関係			
スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカー	同左	34名	28
福祉関係事業所			
福祉関係事業所	地域包括支援センター	20か所	18
	精神保健福祉連絡会関係機関	14か所	
	障害者相談支援センター	7か所	
地域福祉関係			
川口市社会福祉協議会	同左	1か所	2
民生・児童委員	川口市地域保健審議会委員	1名	
新聞配達見守り協定	埼玉県新聞販売組合南部	2か所	
医療関係			
川口市医師会	同左	1団体	4
川口歯科医師会	同左	1団体	
川口薬剤師会	同左	1団体	
川口地区助産師会	同左	1団体	
産業・労働関係			
川口法人会	同左	1団体	3
ハローワーク	同左	1か所	
埼玉産業保健総合支援センター	同左	1か所	
川口地域産業保健センター	同左	1か所	

## 【主な調査結果】

### 1. 活動を通じて感じている市民生活の現状や課題について

#### (1) 自殺防止のネットワーク・見守り・相談体制

- ・困ったときに、メールや電話で24時間無料相談できる機関を周知し、相談のハードルを下げて、迅速に適切な支援とつなげることができるような体制を作っていくことが大切だと思う。【学校・教育関係】
- ・全市的な対応や対策についてはあるのか、あっても市民に広く周知されていないと思うし、多くの市民にとってそれほど興味のある話ではないと考える。多くの市民に何か伝えるより、必要な人（自殺しようとしている人）に対して相談先などが案内できる、また必要な人がそこにたどり着けるような対策が必要かと思う。【福祉関係事業所】
- ・女性の自殺が増加しているが、女性の方が非正規雇用が多い事や子育ての悩み等について女性に特化した対応が必要ではないか。【医療関係】
- ・ひとり親家庭や貧困家庭、外国籍家庭に対する支援制度はあるが、支援に繋がっていない家庭が多い。援助希求の力が低い家庭へ、アウトリーチで支援を届けるようなリソースがあるといいと思う。【学校・教育関係】
- ・専門的分野との協働・連携が必要と思うが、なかなか横の繋がりができてこないのは現状の課題。特に報告・連絡がなく一方通行となっている。【福祉関係事業所】

#### (2) 自殺対策を支える人材の育成

- ・教職員によって知識差が大きく、チームで取り組む際の阻害要因となっている。【学校・教育関係】
- ・不登校や引きこもり状態にあるお子さんにアプローチできる体制、または、地域で見守れる体制、人材が少ない。【学校・教育関係】
- ・こころサポーター養成講座については、土日開催やオンライン開催など、門を広くすることで、多世代で支え合う仕組みづくりができると考える。【福祉関係事業所】

#### (3) 市民への啓発と周知

- ・自殺という事象（マクロ、個別ケースともに）の研究や理解が不足しているように感じる。【学校・教育関係】
- ・精神疾患への偏見、病状についての理解不足がある。【福祉関係事業所】
- ・社会資源が既にあるのかもしれないが、周知されていないため、活用できていない。【福祉関係事業所】

#### (4) 自殺リスク者・精神疾患等への支援・居場所づくり

- ・身体の病気に比べるとメンタルヘルスを維持することは軽視されがちで、ストレスが限界を超えるまでストレスに気づかないことが往々にあるため、身体症状が出たり、自律神経系が不調になったり、ひどいときにはうつ病になる児童・生徒がいる。【学校・教育関係】
- ・不登校の子どもの居場所が少ない。特に平日の昼間に行けるところがほぼない。【学校・教育関係】
- ・児童精神科が市内に少ない。特に発達障害を診てくれるクリニックが少ない。あっても予約がいっぱいで、だいぶ待たされる。【学校・教育関係】

- ・認知症の方が、顕著に見られるようになった。地域の方々とのつながりをどのように結びつけるかが、課題だと思う。【福祉関係事業所】
- ・米国などでは、人々は多くの場合カウンセリングを活用する。日本でもカウンセリングを活用するムーブメントが起きよう、個人やしかるべき機関が働きかけることが望ましい。【学校・教育関係】

#### (5) 学校・自殺予防教育・教職員

- ・子どもたちが、自分の体と心はとても大切なものであり、人として尊重される存在であるという実感が薄い様な気がする。ほとんどの子どもがスマホを使い、大量の情報を見て聞き、その情報は何が正しいことなのかの分別がつかないのではないか。自分自身を大切にすることは、教育現場で伝えることが理想かもしれない。【学校・教育関係】
- ・支援を受けている家庭、必要でも支援を受けていない家庭、支援を拒否する家庭、様々である。学校が家庭や生徒の生活状態や命を守る支援などを担うことも多い。学校が家庭状態を把握する重要な機関となっているが、他機関との連携や生徒の日常の把握や支援においての業務は過多である。【学校・教育関係】

#### (6) 家庭環境・ヤングケアラー・子育て

- ・家族、特に親が健康でないと、他の家族、子どもに与える影響は大きく、家族だけで抱えてしまっているケースが多くある様に感じる。【学校・教育関係】
- ・ヤングケアラーの存在が認識でき、必要な部署につなげられているか。【学校・教育関係】
- ・自分自身を傷付けてしまう子どもは、親にもっと見てほしい、理解してほしいという思いがある場合が多いが、親自身が病気や経済的な理由で余裕がなく、子どもとしっかり向き合えない現状があるように思う。【学校・教育関係】
- ・援助希求の力が低い家庭へ、アウトリーチで支援を届けるようなリソースがあるといいと思う。【学校・教育関係】
- ・成年（18歳）に達した被虐待者への支援体制について（児相や子ども関係部署の支援対象外となるため支援者が不在になってしまう）。【地域福祉関係】
- ・ひとり親家庭、外国人家庭、生活困窮など家庭環境が複雑な相談ケースが多く、子育て困難や適切な養育が不十分である状況が見られる。【学校・教育関係】
- ・孤立した中での子育てで苦勞している家庭が増えている。【学校・教育関係】

#### (7) 性の問題

- ・小さいころから性についての正しい教育を受けていないため、自分で何とか解決しなければならない、相談するようなことではないと考える人が多いように感じる。相談先としての適切な場所の選択もできず、誤った知識を正しいと信じて悩んでいる人も多い。【医療関係】
- ・性の諸問題は一生かけてかかわり続けていくが、自分事としてとらえられない人が多い。【医療関係】

#### (8) 高齢者への支援

- ・独居の高齢者で精神疾患（被害妄想等）の方の傾聴を実施しているが家族の協力も得られず解決もできず継続的に傾聴のみの対応となっている。【福祉関係事業所】
- ・集合住宅に高齢者独居生活者が増えており、閉じこもり傾向の方が増えている。【福祉関係事業所】



- ・高齢者の親と無職の子（ひきこもり等）世帯の生活困窮について。【地域福祉関係】

### （９）勤労者への支援

- ・産業医の活用など、身近なところで相談ができれば良いと思う。【福祉関係事業所】
- ・中小企業への周知活動が進んでいかないことが課題であると感じている。【産業・労働関係】
- ・自営業者のセーフティネットの少なさが課題である。【地域福祉関係】

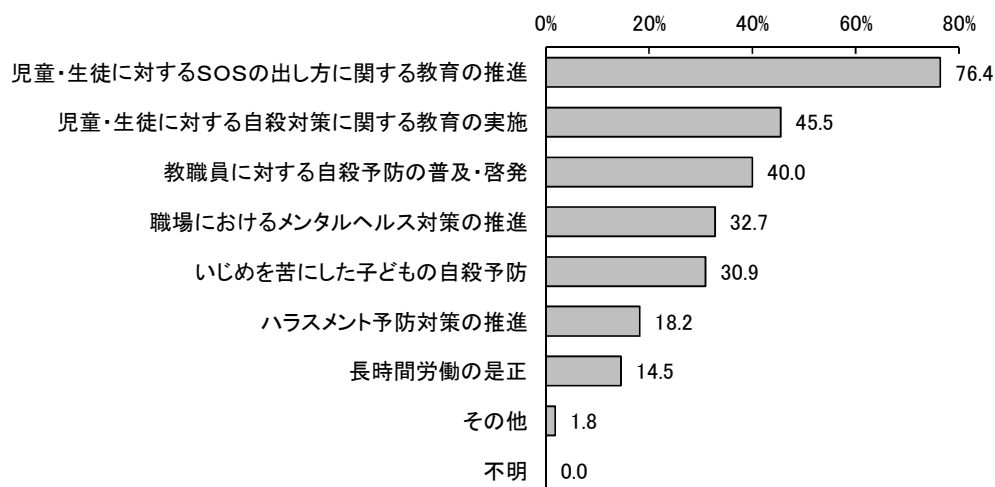
### （10）生活困窮者への支援

- ・生活困窮から、生徒の健康を守るための支援や他機関との連携が必要な場合がある。たとえば、生活面で保護を受けていても家庭で適切な使い方ができず、食事に困る生徒がいる。【学校・教育関係】
- ・年々、経済的な問題についての相談は増えている。経済的に困窮する方の原因も様々だが、自己管理ができない方も増えている。自己管理ができない要因として認知機能低下、価値観、現実への諦めや逃避なども見受けられる事があり、精神的な疾患が懸念されるケースも増えている。【福祉関係事業所】
- ・SOSを出しにくい雰囲気があるのではないだろうか。【学校・教育関係】
- ・生活困窮者の多くが家族との関係性が希薄で孤立し、非正規雇用などで就職定着できない方が多い。また、家計管理ができず多額の負債を抱え、生活費の支払いや納税ができず自立がより困難になる。【地域福祉関係】

## 2. 今後、川口市全体で自殺対策を推進するにあたって、重要だと思う取り組み

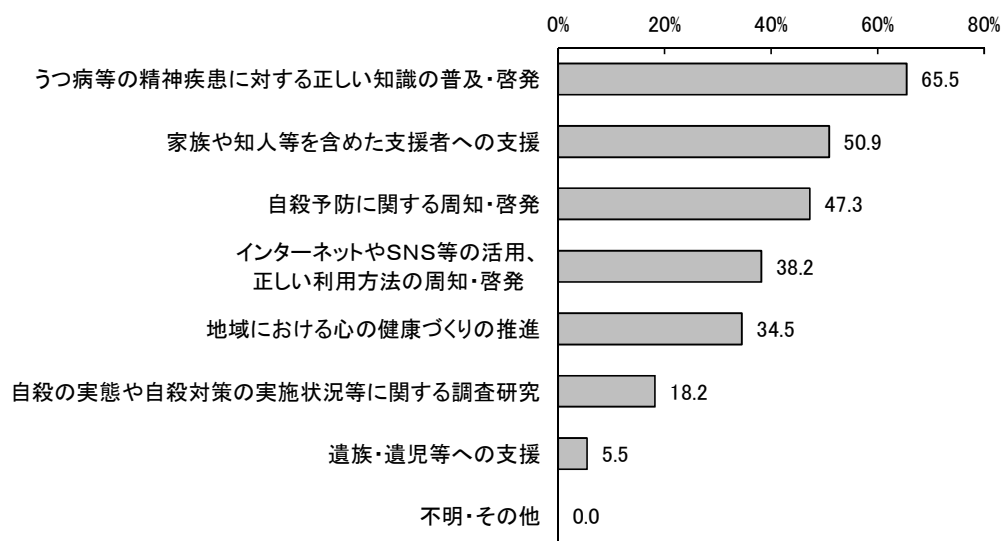
### （1）学校・職場等における対策について（3つまでの複数回答）

学校・職場等において、川口市全体で推進すべき自殺対策としては、「児童・生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進」、「児童・生徒に対する自殺対策に関する教育の実施」、「教職員に対する自殺予防の普及・啓発」、など、児童・生徒に向けた取り組みを重視する意見が多くなっています。



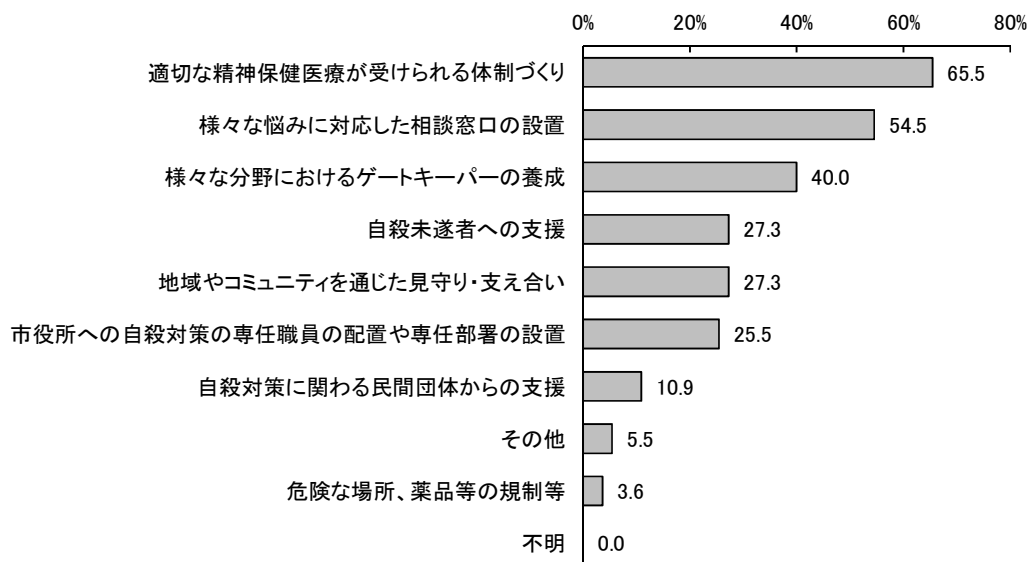
## (2) 周知・啓発、支援等について (3つまでの複数回答)

今後必要だと考える周知・啓発、支援等に関しては、「うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発」が最も高く、次いで「家族や知人等を含めた支援者への支援」、「自殺予防に関する周知・啓発」が上位となっています。



## (3) 体制整備、人材確保・養成について (3つまでの複数回答)

今後必要だと考える体制整備、人材確保・養成については、「適切な精神保健医療が受けられる体制づくり」、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」への要望が高くなっています。



## 第3章 本市における主な課題

### ①男性の自殺

自殺者の性別割合は男性が 65.8%（5年間合計の割合）と、国・県と同様に高くなっています。

男性の自殺者の年齢別割合は、40歳代から70歳代が多く、幅広いのが特徴ですが、新型コロナウイルス感染拡大下の令和2年（2020年）、令和3年（2021年）で20歳代の自殺者数はいずれも2けた台と増加しています。

自殺の原因として最も多いのは、男女とも「健康問題」ですが、次にあげられた「経済・生活問題」は男性 19.5%が女性 6.7%を大きく上回ります。アンケート調査においても自殺をしたいと考えた理由として、「経済的な問題」や「勤務関係の問題」は男性に多くあげられています。

また、自殺者の同居人の有無については、男性の同居人「なし」が 44.9%と女性 24.2%を大きく上回ります。

メンタルヘルス対策、ハラスメント防止や長時間労働の是正  
失業者等への支援  
居場所づくりやアウトリーチ

### ②女性の自殺

女性の自殺者は 34.2%（5年間合計の割合）ですが、国・県の割合よりやや高くなっています。

年齢別の割合は40歳代、50歳代が多く、いずれも国・県の割合より高くなっています。また、自殺者数については新型コロナウイルス感染拡大下で20歳未満が増えています。

女性の自殺の原因として最も多いのは、男性と同じく「健康問題」ですが、その割合は男性を20ポイント近く上回ります。アンケート調査では、自殺をしたいと考えた理由として「家庭の問題」が女性に多くあげられています。

また、女性の自殺者の特徴として、同居人「あり」が 74.5%と男性を約20ポイント上回り、国・県の割合より高くなっています。

自殺未遂歴「あり」42.9%は男性を約20ポイント上回り、国・県の割合より高くなっています。

一方、男女別自殺死亡率は令和4年に男性は減少しているのに対し、女性は増加となっています。

妊産婦及び育児、育児不安への支援  
困難な課題を抱える女性への支援  
自殺未遂者への支援

### ③若者の自殺

新型コロナウイルス感染拡大により、全国的に女性、若者の自殺者数の増加がみられますが、本市においても20歳未満の女性や20歳代の男性の自殺が増えており、同様の傾向がみられます。年齢別割合では、20歳代男性が13.2%（5年間合計）、20歳未満女性が6.7%（5年間合計）と、いずれも国・県の割合より高くなっています。

アンケート調査でも、これまでに本気で自殺をしたいと考えたことが「ある」は、20歳代や30歳代に多くなっています。

若者の就労支援  
困難を抱える若者への支援  
自己肯定感を実感できる場づくり

### ④高齢者の自殺

自殺者数に占める70歳代の割合は15.1%（5年間合計）で、国・県の割合より高くなっています。高齢者予備群である60歳代については、男性は国・県より高く、女性は国・県より低くなっています。また、80歳以上は国・県より低くなっています。

職業別割合では、高齢者に多い「年金・雇用保険等生活者」の割合は国・県より低くなっています。

アンケート調査では、悩みごとを相談しない理由として、70歳以上では「相談はしたくない」が多くあげられています。

高齢者への包括的支援  
高齢者への健康不安への対応  
生活不安を抱える高齢者への支援

### ⑤新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により、人との接触機会が減り、孤独・孤立問題が顕在化しています。アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症以降の心情や考えの変化として「不安を感じる」が高齢者や女性、若者を中心にあげられています。

孤立を防ぐ居場所づくり  
不安や困難を抱えた人への支援  
多様な交流の促進

## ⑥地域自殺実態プロフィールから

自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロフィール（2022）」では、重点パッケージとして以下をあげています。

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 無職者・失業者
---------	-------------------------

平成 29 年（2017 年）～令和 3 年（2021 年）の自殺者数から性別・年代別・就業の有無別・同居人の有無別に区分し、本市の主な特徴を下表のようにまとめています。

この表によれば、自殺者は、男性 60 歳以上無職同居が最も多く、次いで男性 60 歳以上無職独居となっています。第 3 位、4 位は女性であり、40～59 歳無職同居、60 歳以上無職同居と続き、5 位は男性の 40～59 歳有職同居となっています。

男女にかかわらず、高齢者で無職、40～59 歳で無職あるいは有職があげられています。

### 川口市の主な自殺者の特徴（2017～2021 年合計） <特別集計（自殺日・住居地）>

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性60歳以上無職同居	50	11.1%	33.5	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位: 男性60歳以上無職独居	37	8.2%	93.3	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位: 女性40～59歳無職同居	35	7.8%	18.6	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4位: 女性60歳以上無職同居	32	7.1%	11.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位: 男性40～59歳有職同居	32	7.1%	9.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

\* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

\*\* 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの（詳細は付表の参考表 1 参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

## 第4章 前計画の主な取り組み

### 第1節 計画の数値目標

前計画（平成31～令和5年度）では、国の自殺総合対策大綱の方針を踏まえ、計画の数値目標として令和5年（2023年）の自殺死亡率12.0を目標値として掲げ、計画を推進してきました。

令和4年（2022年）の現状値は13.9と目標値に達していませんが、自殺死亡率は減少しつつあります。

#### 計画の数値目標

指標	平成27年 (2015年) 基準値	令和4年 (2022年) 実績値	令和5年 (2023年) 目標値	令和7年 (2025年) 目標値
自殺死亡率	15.8	13.9	12.0	11.1
対2015年比	100%	88%	76%	70%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### 国の達成指標

指標	平成27年 (2015年) 基準値	令和4年 (2022年) 実績値	令和5年 (2023年) 目標値	令和7年 (2025年) 目標値
自殺死亡率	18.5	17.3	—	13.0
対2015年比	100%	93.5%	—	70%

資料：自殺総合対策大綱、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### 県の達成指標

指標	平成27年 (2015年) 基準値	令和4年 (2022年) 実績値	令和5年 (2023年) 目標値	令和7年 (2025年) 目標値
自殺死亡率	18.0	16.9	—	12.6
対2015年比	100%	93.9%	—	70%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、埼玉県自殺対策計画

※国及び県は令和5年の目標値を設定していません。

## 第2節 計画の進捗と課題

前計画は、「5つの基本施策」と「3つの重点施策」のもと、取り組みを行ってきました。これまでの取り組みと課題について整理します。

### 【5つの基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

### 【3つの重点施策】

- 1 高齢者を対象とした取り組みの推進
- 2 勤労者を対象とした取り組みの推進
- 3 生活困窮者への取り組みの推進

## 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

---

### 1. 自殺防止に向けた推進体制の構築

庁内関係課による自殺対策庁内連絡会議を実施し、実務者部会では、重点的に取り組む課題の検討やグループワークを行うなど、各課の取り組み状況を庁内で共有することにより、庁内の一体感や共有認識の醸成につなげています。

かわぐちボランティアセンターに個別支援及び地域支援を行う専門職としてコミュニティソーシャルワーカー（略称CSW）を配置し、制度の狭間にある課題を抱えている人への個別支援や孤立感を抱える人を対象とした居場所づくり等を行いました。

引き続き、庁内連絡会議等を継続して実施し、庁内全体で自殺対策の取り組みを共有していくとともに、相談や居場所づくり等を行う地域拠点の拡充を目指していく必要があります。

### 2. 自殺リスクの軽減と未然防止に向けたネットワークの推進

教育、保健、福祉、子育てなど、さまざまな分野で既存のネットワークを活用し、生きる支援に取り組んできました。

学校においては、「地域保健・学校保健連絡会」「民生委員・児童委員と学校との連絡会」等を通じて、児童・生徒の抱えるさまざまな問題の早期発見と早期対応に努めるとともに、いじめについては協議会を通していじめ問題における分析を行い、各校での取り組みに活かしています。障害のある人、生活困窮者、高齢者、要保護児童等への支援については協議会、地域ケア会議、連絡会等により、地域・関係機関の連携を密に、地域の実情や特性に応じ実践的な取り組みを行っています。

引き続き、多職種連携・協働による地域のネットワークの充実を図り、地域課題

の抽出と、その適切な支援につなぐことができるよう、包括的に受け止める体制の強化を図っていく必要があります。

### 3. 早期対応に向けたネットワークの推進

医療機関と連携し、虐待や自殺につながるリスクの把握に努めてきました。相談機関から専門医につなげたり、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師から必要な専門医及び専門医療機関につなげることで、早期治療に結びつけています。

歯科医師会では検診時の身体チェック、ネグレクトチェックなど自殺予防につながる取り組みを行い、子ども食堂を訪れた子どもたちを対象とした歯科検診などを通して孤立感を抱える人や生活困窮状態にある方への支援を行っています。

引き続き、専門医や専門医療機関につなぐ取り組みや、地域から孤立するリスクの高い人を早期に発見し、必要な支援が受けられるようにしていく必要があります。

### 4. 多様な相談体制の充実

市民が抱えるさまざまな悩みを適切な支援へとつなげるための市民相談事業をはじめ精神保健、地域保健、教育といった専門窓口の相談、さらにはSNSを利用した若年者早期相談・支援事業など各種相談を行ってきました。なかでも臨床心理士、精神科医による専門性の高い精神保健福祉相談は、精神疾患の発症予防につながっていると考えられます。

引き続き、市民相談事業や専門窓口の相談の充実と連携を図るとともに、精神科受診のハードルを下げて、精神科医師の相談を必要な対象者に活用してもらう必要があります。また、若年者早期相談・支援事業については、SNSを活用した方法を継続するとともに、こころサポートステーション「SODAかわぐち」を広く知ってもらうための周知に努める必要があります。

## 数値目標等（分野別目標）の達成状況

指 標	基準値 平成 30 年 (2018 年)	現状値 令和 4 年 (2022 年)	目標値 令和 5 年 (2023 年)	評価
川口市自殺対策庁内連絡会議の開催	年 2 回	年 1 回	年 2 回	未達成



## 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

### 1. 市職員を対象とした研修

市職員を対象にゲートキーパー※研修を実施することで、窓口等で市民の対応をする職員が、自殺のリスクのある人に気づき、必要な支援や相談につなぐことができるなど効果をあげています。

また、ハラスメント防止講座、メンタルヘルス診断とそれに伴う研修、個別相談などを行い、知識や理解等を深め、職場環境の向上に取り組んでいます。

引き続き、市職員への研修や個別相談などを通して、職場環境とこころの健康づくりの向上を目指していく必要があります。

### 2. 多様な職種・一般市民を対象とする研修

地域や職場、教育等の関係領域の人を対象に、ゲートキーパー研修を実施してきました。

福祉分野では、同じ悩みや症状などの問題を抱えている当事者同士が互いの経験・体験をもとに語り合い、問題の解明に向けてサポートを行うピアサポート講座や、認知症の正しい知識を学び、本人や家族の気持ちを理解する認知症サポーター養成講座を行ってきました。

今後は、さまざまな職種や市民など、研修の対象者を広げるとともに、引き続き研修、講座に取り組んでいく必要があります。

### 数値目標等（分野別目標）の達成状況

指 標	基準値 平成 30 年 (2018 年)	現状値 令和 4 年 (2022 年)	目標値 令和 5 年 (2023 年)	評価
ゲートキーパー研修受講者数 (平成 24 年からの累計での受講者数)	3,249 人	5,269 人	5,000 人	達成

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のこと。

## 基本施策3 市民への啓発と周知

### 1. 自殺対策・心の健康等に関する啓発の推進

「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」などを通して自殺への理解を深めるとともに、市民に対するメンタルヘルスや精神疾患に関する情報提供、パンフレットや相談先一覧を配布することで、自殺予防を図ってきました。

また、健康・生きがいをテーマとした通信の発行、各種講座を通し、メンタルヘルス問題の周知に取り組んできました。

引き続き、自殺に対する正しい情報提供や自殺予防に関する啓発を行っていく必要がありますが、高齢者や勤労者、さらには近年自殺者が増えている女性や若年者など、重点的な周知に努めていく必要があります。

### 2. 市民向け講演会・イベント等の開催

健康フェスティバルでの市民の健康・生きがいに関する意識の向上や精神保健福祉に関する「こころの健康講座」の開催などを行ってきました。

コロナ禍を契機としたオンデマンド配信による講座は、時間や場所を限定せずに、さまざまな世代や関係機関に広く情報発信を行うことができる一方、受講者からのフィードバックが得られにくいという状況もあります。

引き続き、市民の健康・生きがいに関する意識を高めていく必要があります。

### 数値目標等（分野別目標）の達成状況

指標	基準値 平成30年 (2018年)	現状値 令和5年 (2023年)	目標値 令和5年 (2023年)	評価
ゲートキーパーの認知度（「内容を知っている」）※市アンケート調査による	3.4%	4.4%	30%	未達成
相談機関・相談先の認知度 （「何らかの相談機関・相談先を知っているか」）※市アンケート調査による	71.9%	73.8%	80%	未達成

## 基本施策4 生きることの促進要因への支援

### 1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

「生きる阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことが重要であることから、虐待、性暴力の被害、ひきこもり、不登校、孤独・孤立、生活困窮等、関連分野で、精神保健福祉士や保健師による相談・助言、必要に応じた関係機関との連携を図りながら、適切な支援につなげてきました。

また、地域保健センターは地域の身近な相談窓口として不安の軽減につながっていますが、相談内容は複雑化しており、相談対応の質の確保が必要となっています。

引き続き、こうした分野の生きる支援にあたる人の意識の共有やスキルアップに努めるとともに、関係機関との連携を強化する必要があります。

### 2. 居場所づくり活動

地域での人間関係の希薄化が進む中、こころのよりどころとなる居場所が必要となっています。

子育て中の親子の遊び場、認知症カフェ、障害者地域活動支援センター、公民館・図書館や児童センターなど地域における多様な世代の居場所づくりを進めました。

引き続き、居場所を提供していくとともに、市民の孤立が進まぬよう、活動実施団体との一層の連携の必要があります。

### 3. 自殺未遂者・遺された遺族等への支援

自殺未遂者の支援の拠点となる医療機関と連携し、支援が必要な自殺未遂者及び家族に対する支援に努めてきました。

必要な相談支援を行うことで、自殺未遂者の自殺再企図を防ぎ、家族に対する心理的ケアにつながっていますが、悩みや背景が多岐にわたるため、必要な支援先につなぐことが求められます。

引き続き、自殺未遂者及び家族への相談事業の周知や職員のスキルアップ、関係機関との連携・協力のもと、より効果的な支援のあり方を検討していく必要があります。

## 数値目標等（分野別目標）の達成状況

指 標	基準値 平成 30 年 (2018 年)	現状値 令和 5 年 (2023 年)	目標値 令和 5 年 (2023 年)	評価
これまでに、本気で自殺をしたいと考えたことがある人の割合 ※市アンケート調査による	14.2%	18.0%	減少	未達成

## 基本施策5 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

### 1. 学校等における取り組みの推進

子どもたちが「自分の生命や存在をかけたがえのないもの」と思えるよう「いのちの教育」を推進し、学校、家庭、地域が連携した体験活動や親子ふれあい事業などに取り組んでいます。

一方、教育全般に関わる相談を行い、専門職や医療機関等につなげたりすることで、問題解決に取り組んでいます。学校では教育相談支援員、教育カウンセラーなどによるカウンセリングを行うとともに、専門家による子ども教育相談、医療相談、就学相談などの個別相談も実施してきました。スクールカウンセラーは小中学校全校に配置され、スクールソーシャルワーカーと連携することで支援が必要となる子どもに対して課題に応じた対応を行い、多くの子どもに好ましい変化がみられています。

引き続き、家庭・地域とのつながりを強化しながら、体験活動等により豊かな心の育成につなげていく一方で、いつでも相談できる安心体制を目指すとともに、相談員のスキルアップ、年々増加するカウンセリングニーズへの対応など相談体制の充実を図る必要があります。

### 2. いじめ・不登校などへの対応の充実

いじめ問題対策協議会、いじめから子どもを守る委員会を設置し、関係機関や関係団体との連携を密にし、いじめの実態把握と情報共有、いじめゼロサミットの開催、あわせて相談事業などにより、いじめの未然防止に取り組んできました。

また、ネットいじめやネットトラブルに関する啓発を行うことにより、スマートフォンや携帯電話の使用に関するルールづくりにつなげてきました。不登校については、相談員の訪問やGIGAスクール端末を利用したオンラインでの相談、また、教室を開設することにより対応を図ってきました。

引き続き、いじめの実態把握と情報共有、相談活動を通して、重大事態がおこらないよう未然防止に努めるとともに、重大事態発生時には速やかに対応していく必要があります。また、教職員・保護者等と不登校児童生徒への支援に取り組んでいく必要があります。

### 3. 子育て家庭への支援の充実

子育て家庭への支援については、子育て世代包括支援センターにおける妊娠中から子育て中の人の健康や育児についての切れ目ない支援とともに、訪問、相談、交流などさまざまな事業を通して子育て家庭の不安や負担の軽減に取り組んできました。

子どもの貧困、児童虐待、産後うつ、子育て家庭の孤立化などの問題が深刻化する中で、今後は、こども家庭庁が創設されたこともあり、地域包括的な支援体制の取り組みが必要となっています。

## 数値目標等（分野別目標）の達成状況

指 標	基準値 平成 30 年 (2018 年)	現状値 令和 5 年 (2023 年)	目標値 令和 5 年 (2023 年)	評価
自分にはよいところがあると思う割合 (子どもたちの自己肯定感) 全国学力・学習状況調査結果	小学校 6 年 78.3%	小学校 6 年 82.8%	80%以上	小学校 達成
	中学校 3 年 72.0%	中学校 3 年 79.0%		中学校 未達成

## 重点施策 1 高齢者を対象とした取り組みの推進

### 1. 見守り・支え合いの仕組みづくり

地域包括ケアシステムと連動し、多職種や地域の多様な関係者、関係機関との連携に取り組んできました。緊急通報や配食サービス、見守りキットの配布、友愛活動など日常生活上の支援や見守り体制の整備を図ってきました。

また、各地域に協議体及び生活支援コーディネーターの設置を図り、地域の多様な主体と連携しながら生活支援サービスや高齢者の社会参加を推進しています。

引き続き、各地域に設置した協議体の活動を支援し、「支えあいのしくみ」づくりをさらに進め、「切れ目なく支えあい、つながり続ける地域づくり」を推進することが必要となっています。

### 2. 相談・訪問等を通じての支援の充実

地域包括支援センターでの相談対応により、必要に応じて多職種や地域の関係者、関係機関との連携に取り組んでいます。相談を通して地域における適切な保健・医療・福祉サービスにつないだり、閉じこもり等により通所が困難な高齢者宅への訪問型介護予防事業、認知症相談では相談機関の周知や早期対応に向けた支援を行っています。

社会変化に伴い複合化、複雑化した課題を抱える世帯からの相談が増加しており、引き続き、他の相談支援を実施する機関との連携を図りながら、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげていく必要があります。

### 3. 地域での交流

認知症本人の不安の解消や、家族同士の交流や相談により介護者の負担軽減につながる認知症カフェや、高齢者の健康増進やレクリエーションの場であるたたら荘の活用、老人クラブによる活動など地域での交流の場づくりを推進しています。

引き続き、認知症カフェやたたら荘の周知や活用しやすい工夫、感染防止を図りながらの利用など、地域での交流の場づくりに対する支援と普及拡大を図っていく必要があります。

### 数値目標等（分野別目標）の達成状況

指 標	基準値 平成25年～29年 (2013～2017年)	現状値 平成30年～令和4年 (2018～2022年)	目標値 令和5年 (2023年)	評価
高齢者の自殺死亡率 70歳以上	25.6	19.5	19.5以下	達成
指 標	基準値 平成29年 (2017年)	現状値 令和4年 (2022年)	目標値 令和5年 (2023年)	評価
認知症サポーター数（累計）	15,839人	27,489人	41,000人	未達成

## 重点施策2 勤労者を対象とした取り組みの推進

### 1. 職場環境の是正に向けた取り組みの推進

市内の企業、団体の職場環境の改善、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの実現に向け、セミナーなどを開催し、働きやすい職場環境づくりや意識改革に取り組んできました。

今後、働き方改革が重要となる中、長時間労働の是正による働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランス等の普及啓発に努めていく必要があります。

### 2. 職域でのメンタルヘルス対策の推進

パソコンやスマートフォン等でストレスチェックができる「こころの体温計」を提供することで、治療や相談につなげています。相談として、面接や訪問、電話などでの相談事業を行っていますが、相談内容の複雑化などにより、各課、関係機関との連携に努めています。

引き続き、「こころの体温計」のさらなる周知や相談事業により、精神疾患の早期発見と早期受診につなげていく必要があります。

### 3. 職業的自立に向けた支援

関係機関との連携による若年者、就職氷河期世代、シニア、女性を対象とした就職支援セミナーや新社会人を対象としたパワーアップセミナーに取り組んでいます。

障害者の就労支援については、「川口市障害者就労支援センター」により、障害者の就労と生活の総合的な支援を行い、長期就労の一助ともなっています。

引き続き、関係機関との連携を強め、就労支援を図る必要があります。

## 数値目標等（分野別目標）の達成状況

指 標	基準値 平成25年～29年 (2013～2017年)	現状値 平成30年～令和4年 (2018～2022年)	目標値 令和5年 (2023年)	評価
40歳代、50歳代の自殺死亡率	23.3	17.2	17.7以下	達成

## 重点施策3 生活困窮者等への取り組みの推進

---

### 1. 生活困窮家庭等への支援

生活困窮に陥った家庭の安定した生活の維持を図り、生活困窮家庭が抱えている多様で複合的な相談を包括的に受け止め、自立に向けて必要な支援やサービスに結びつける自立相談支援や就労支援などに取り組んでいます。

引き続き、各世帯の状況に応じた対応を図り、自立相談や就労支援に取り組み、関係機関との連携を密にしていく必要があります。

### 2. 経済的困難を抱える子ども等への支援

子どもの生活・学習支援や就学援助を行うとともに、ひとり親家庭については、相談に対応し情報提供や関係機関への橋渡しを行っています。

引き続き、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒への生活・学習支援や就学援助を推進するとともに、生活や子育て、就労などさまざまな問題を抱えているひとり親家庭への相談支援の充実が必要となっています。



## 第5章 本計画の考え方

基本理念及び基本方針については、新たな（第4次）自殺総合対策大綱及び県計画を踏まえるものとします。

### 第1節 基本理念

基本理念は、国・県と一体的な自殺総合対策の推進を行うため、新たな（第4次）自殺総合対策大綱及び県計画に則り、前計画の基本理念を継承します。

#### 新たな（第4次）自殺総合対策大綱の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

#### 埼玉県自殺対策計画（第2次）の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

#### 本市の前計画の基本理念

誰もが自殺に追い込まれることのない

助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現

#### 本計画の基本理念

誰もが自殺に追い込まれることのない

助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現

## 第2節 基本方針

基本方針についても、新たな（第4次）自殺総合対策大綱及び県計画を踏まえるものとします。

### 新たな（第4次）自殺総合対策大綱の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

### 埼玉県自殺対策計画の基本的な考え方

1. 生きることの包括的な支援として推進します
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させます
4. 本県の状況を踏まえて自殺対策に取り組みます

### 本市の前計画の基本方針

1. 生きることの包括的な支援の推進
2. 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4. 実践と啓発を両輪としての推進
5. 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

### 本計画の基本方針

1. 生きることの包括的な支援の推進
2. 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4. 実践と啓発を両輪としての推進
5. 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

## 1. 生きることの包括的な支援の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みにより、「生きることの包括的な支援」の推進を図ります。

## 2. 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化や個人、家族の状況などが複雑に関係しています。

そのため、自殺を防ぐためには精神科医療、保健、福祉等のサービスを提供する分野のみでなく、社会・経済的な分野の関係者や組織等との連携を図るとともに、各施策の連動性を高めて包括的な取り組みを推進していく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みや自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連ある分野においても、支援にあたる人がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有しながら、総合的な施策の展開を図ります。

## 3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策に係る個別の施策は、国の指針に基づき、次の3つのレベルに応じて、それぞれ自殺の危険性が低い段階で行う「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合の「事後対応」等の段階ごとに施策を講じながら、総合的な推進を図ります。

- (1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- (2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- (3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

また自殺の事前対応の更に前段階での取り組みとして、児童・生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」や、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

## 4. 実践と啓発を両輪としての推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、自殺に追い込まれるような危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

また、自殺や精神疾患、精神科医療への受診などに対する偏見をなくす取り組みを

推進するとともに、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っているゲートキーパーの養成と合わせ、広報活動、教育活動等に取り組みます。

## **5. 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進**

本計画に定める自殺対策を通じて「誰もが自殺に追い込まれることのない川口市」を実現するためには、行政のみでなく、関係機関・団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働して、市を挙げて自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

市は自殺総合対策大綱及び本市の実情に応じた施策を策定・実施し、関係機関・団体は保健、医療、福祉、教育、労働等のそれぞれの活動内容の特性に応じて自殺対策への参画を行い、企業は雇用する労働者の心身の健康の確保を図ることに努め、市民は自殺対策の重要性の理解と関心を深め主体的に自殺対策に取り組むなど、それぞれが果たすべき役割を明確に認識し、相互の連携・協働の仕組みを構築することができるよう取り組みを推進していきます。

## **6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮**

自殺対策基本法第9条において、「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と定められていることを踏まえ、行政、関係機関・団体等の自殺対策の関係者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

### 第3節 数値目標

国は、新たな（第4次）自殺総合対策大綱において、令和8年（2026年）までに自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させることを政府の進める自殺対策の目標として定めています。

そうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における目標値として、令和8年（2026年）までに自殺死亡率を11.1以下に減少させることを目指します。

#### 計画の数値目標

指標	平成27年 (2015年) 基準値	令和4年 (2022年) 実績値	令和8年 (2026年) 目標値
自殺死亡率	15.8	13.9	11.1
対2015年比	100%	88%	70%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### 国の達成指標

指標	平成27年 (2015年) 基準値	令和4年 (2022年) 実績値	令和8年 (2026年) 目標値
自殺死亡率	18.5	17.3	13.0
対2015年比	100%	93.5%	70%

資料：自殺総合対策大綱、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### 県の達成指標

指標	平成27年 (2015年) 基準値	令和4年 (2022年) 実績値	令和8年 (2026年) 目標値
自殺死亡率	18.0	16.9	12.6
対2015年比	100%	93.9%	70%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、埼玉県自殺対策計画

## 第4節 施策の体系

前計画の施策の体系は、自殺総合対策大綱を踏まえ、全国的に実施されることが望ましいとされ、かつ地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基礎的な取り組みである「5つの基本施策」と本市において特に強化すべき自殺のハイリスク層への取り組みである「3つの重点施策」から構成しています。

本計画の施策の体系は、前計画の施策の体系を基本としつつ、新たな（第4次）自殺総合対策大綱の反映を図ります。新たな（第4次）自殺総合対策大綱における当面の重点施策では、コロナ禍における自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、「女性の自殺対策を更に推進する」を当面の重点施策に新たに位置づける一方、新たに設立されたこども家庭庁との連携のもと、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」の重点化が図られています。

## 基本理念

誰もが自殺に追い込まれることのない  
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現

### 基本施策

#### 基本施策 1 生きることへの希望がもてるつながりづくり

1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
2. 孤独・孤立を防ぐ居場所づくり活動
3. 自殺未遂者・遺された遺族等への支援

#### 基本施策 2 多様な相談体制の充実

1. アウトリーチによる相談体制の推進
2. 様々な悩みや困りごとに対応する相談窓口の充実

#### 基本施策 3 子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進

1. 学校等における取り組みの推進
2. いじめ・不登校などへの対応の充実
3. 子育て家庭への支援の充実
4. 若年層対策の推進

#### 基本施策 4 市民への啓発と周知

1. 自殺対策・心の健康・生きる支援に関する啓発の推進
2. 市民向け講演会・イベント等の開催

#### 基本施策 5 自殺対策を支える人材の育成

1. 市民・団体等を対象とする研修
2. 多様な職種（市職員を含む）を対象とする研修
3. 関係者間の連携調整を担う人材の育成

#### 基本施策 6 地域におけるネットワークの強化

1. 庁内・地域の連携体制の強化
2. 自殺リスクの軽減と未然防止に向けたネットワークの推進
3. 早期対応に向けたネットワークの推進

### 重点施策

#### 重点施策 1 高齢者を対象とした取り組みの推進

1. 見守り・支え合いの仕組みづくり
2. 相談・訪問等を通じての支援の充実
3. 地域での交流

#### 重点施策 2 勤労者を対象とした取り組みの推進

1. 職場環境の是正に向けた取り組みの推進
2. 職域でのメンタルヘルス対策の推進
3. 職業的自立に向けた支援

#### 重点施策 3 生活困窮者等への取り組みの推進

1. 生活困窮家庭等への支援
2. 経済的困難を抱える子ども等への支援

#### 重点施策 4 女性を対象とした取り組みの推進

1. 妊産婦への支援の充実
2. 困難な問題を抱える女性への支援

前計画の体系からの変更点

前計画	本計画
《5つの基本施策》	《6つの基本施策》
<b>基本施策4</b> <b>生きることの促進要因への支援</b>  2. 居場所づくり活動	<b>基本施策1</b> <b>生きることへの希望がもてるつながりづくり</b> 1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 2. <u>孤独・孤立を防ぐ居場所づくり活動</u> 3. 自殺未遂者・遺された遺族等への支援
<b>基本施策1</b> <b>地域におけるネットワークの強化</b> 4. 多様な相談体制の充実	<b>基本施策2</b> <b>多様な相談体制の充実</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span> 1. <u>アウトリーチによる相談体制の推進</u> 2. <u>様々な悩みや困りごとに対応する相談窓口の充実</u>
<b>基本施策5</b> <b>子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進</b>	<b>基本施策3</b> <b>子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進</b> 1. 学校等における取り組みの推進 2. いじめ・不登校などへの対応の充実 3. 子育て家庭への支援の充実 4. <u>若年層対策の推進</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span>
<b>基本施策3</b> <b>市民への啓発と周知</b> 1. 自殺対策・心の健康等に関する啓発の推進	<b>基本施策4</b> <b>市民への啓発と周知</b> 1. <u>自殺対策・心の健康・生きる支援に関する啓発の推進</u> 2. 市民向け講演会・イベント等の開催
<b>基本施策2</b> <b>自殺対策を支える人材の育成</b> 1. 市職員を対象とした研修 2. 多様な職種、一般市民を対象とする研修	<b>基本施策5</b> <b>自殺対策を支える人材の育成</b> 1. <u>市民・団体等を対象とする研修</u> 2. <u>多様な職種（市職員を含む）を対象とする研修</u> 3. <u>関係者間の連携調整を担う人材の育成</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span>
<b>基本施策1</b> <b>地域におけるネットワークの強化</b> 1. 自殺防止に向けた推進体制の構築	<b>基本施策6</b> <b>地域におけるネットワークの強化</b> 1. <u>庁内・地域の連携体制の強化</u> 2. 自殺リスクの軽減と未然防止に向けたネットワークの推進 3. 早期対応に向けたネットワークの推進



前計画	本計画
《3つの重点施策》	→ 《4つの重点施策》
<b>重点施策1</b> <b>高齢者を対象とした取り組みの推進</b>	<b>重点施策1</b> <b>高齢者を対象とした取り組みの推進</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 見守り・支え合いの仕組みづくり</li> <li>2. 相談・訪問等を通じての支援の充実</li> <li>3. 地域での交流</li> </ol>
<b>重点施策2</b> <b>勤労者を対象とした取り組みの推進</b>	<b>重点施策2</b> <b>勤労者を対象とした取り組みの推進</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職場環境の是正に向けた取り組みの推進</li> <li>2. 職域でのメンタルヘルス対策の推進</li> <li>3. 職業的自立に向けた支援</li> </ol>
<b>重点施策3</b> <b>生活困窮者等への取り組みの推進</b>	<b>重点施策3</b> <b>生活困窮者等への取り組みの推進</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活困窮家庭等への支援</li> <li>2. 経済的困難を抱える子ども等への支援</li> </ol>
	<b>重点施策4</b> <b>女性を対象とした取り組みの推進</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 妊産婦への支援の充実</li> <li>2. 困難な問題を抱える女性への支援</li> </ol>

## 施策の体系と第4次自殺総合対策大綱

施策の体系	第4次自殺総合対策大綱の重点施策で示された変更項目
《6つの基本施策》	
<b>基本施策1 生きることへの希望がもてるつながりづくり</b>	
1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的マイノリティの方等に関する支援の充実</li> <li>・女性特有の課題への支援</li> <li>・不安や困難を抱える人への支援</li> </ul>
2. 孤独・孤立を防ぐ居場所づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策に資する居場所づくりの推進</li> </ul>
3. 自殺未遂者・遺された遺族等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、職場等での事後対応の促進</li> <li>・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</li> <li>・遺児等への支援</li> </ul>
<b>基本施策2 多様な相談体制の充実</b>	
1. アウトリーチによる相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化</li> </ul>
2. 様々な悩みや困りごとに対応する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT（インターネット・SNS等）活用</li> <li>・インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化</li> <li>・民間団体の相談事業に対する支援</li> </ul>
<b>基本施策3 子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進</b>	
1. 学校等における取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施</li> <li>・学生・生徒への支援充実</li> <li>・SOSの出し方に関する教育の実施</li> </ul>
2. いじめ・不登校などへの対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員に対する普及啓発</li> <li>・いじめを苦しめた子どもの自殺予防</li> </ul>
3. 子育て家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難を抱える子育て家庭への支援</li> </ul>
4. 若年層対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実</li> <li>・子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備</li> </ul>
<b>基本施策4 市民への啓発と周知</b>	
1. 自殺対策・心の健康・生きる支援に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発</li> <li>・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証成果活用</li> <li>・コロナ禍における自殺等の調査</li> </ul>
2. 市民向け講演会・イベント等の開催	
<b>基本施策5 自殺対策を支える人材の育成</b>	
1. 市民・団体等を対象とする研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族、知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援</li> </ul>
2. 多様な職種（市職員を含む）を対象とする研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパーの養成</li> </ul>
3. 関係者間の連携調整を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策従事者への心のケア</li> </ul>

施策の体系	第4次自殺総合対策大綱の重点施策で示された変更項目
-------	---------------------------

**基本施策6 地域におけるネットワークの強化**

1. 庁内・地域の連携体制の強化	
2. 自殺リスクの軽減と未然防止に向けたネットワークの推進	・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
3. 早期対応に向けたネットワークの推進	・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

《4つの重点施策》

**重点施策1 高齢者を対象とした取り組みの推進**

1. 見守り・支え合いの仕組みづくり	
2. 相談・訪問等を通じての支援の充実	
3. 地域での交流	

**重点施策2 勤労者を対象とした取り組みの推進**

1. 職場環境の是正に向けた取り組みの推進	・長時間労働の是正 ・ハラスメント防止対策
2. 職域でのメンタルヘルス対策の推進	
3. 職業的自立に向けた支援	

**重点施策3 生活困窮者等への取り組みの推進**

1. 生活困窮家庭等への支援	
2. 経済的困難を抱える子ども等への支援	

**重点施策4 女性を対象とした取り組みの推進**

1. 妊産婦への支援の充実	<b>女性の自殺対策を更に推進する</b> ・妊産婦への支援の充実
2. 困難な問題を抱える女性への支援	・コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 ・困難な問題を抱える女性への支援

# 第6章 6つの基本施策

## 基本施策1 生きることへの希望がもてるつながりづくり

### 施策の方向性

国は、自殺対策において「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、誰もが自殺に追い込まれることのない社会づくりを推進していくことが重要だとしています。

本市では、地域共生社会の実現を見据えながら、孤立を防ぐための居場所づくりや不安や困難を抱えた人が支援とつながる環境整備、さらには職場でのメンタルヘルス対策等を進めます。

### 施策の展開

#### 1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

生活困窮、配偶者等からの暴力、精神疾患や虐待、性的マイノリティへの無理解など不安や困難を抱える市民に対して、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを行うことができるよう、関係各課や機関が密接に連携し、適切な支援に努めます。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
川口市女性総合相談	配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者の自立に向けた助言や情報提供、関係機関との連絡調整を行います。	協働推進課
精神保健福祉相談	メンタルヘルスやこころの健康に関して、精神保健福祉士や保健師による相談・助言を行い、必要に応じて関係機関と連携し、安定した地域生活が送れるよう支援します。また、精神疾患の早期発見・早期治療・重症化予防を図ります。	疾病対策課 障害福祉課 地域保健センター
川口市障害者虐待防止センター事業	「川口市障害者虐待防止センター」において、虐待の防止、早期発見に努めるとともに、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行います。	障害福祉課
高齢者虐待相談事業	高齢者虐待を発見した場合または高齢者虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターにて保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員が専門的な視点を持ち、相談対応を行います。長寿支援課支援係と連携し、緊急性や重大性を判断し、適切な支援へつなげます。	長寿支援課
川口市生活自立サポートセンター	経済的な問題と併せて生活上の問題に直面している人のため、相談支援等を行います。	生活福祉1課

事業・取り組み	内容	担当
消費者政策啓発事業	消費生活に関する情報提供を行い、消費者が悪質商法等のトラブルに巻き込まれることを未然に防止することで、自殺リスクの低減を図ります。	産業労働政策課
HIV(エイズ)・性感染症検査・相談	HIV(エイズ)・性感染症(梅毒・B型肝炎・C型肝炎)の予防、まん延防止と早期発見を目的に、匿名・無料で検査を実施します。希望者や陽性者への相談対応も実施します。	疾病対策課
犯罪被害者支援事業	犯罪被害者及びその家族の相談に応じ、被害者の方が必要な支援をスムーズに受けられる総合窓口として、関係機関との連絡調整をワンストップで行います。	防犯対策室

## 2. 孤独・孤立を防ぐ居場所づくり活動

子育て中の親やひとり暮らしの高齢者をはじめ、生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者等、孤立リスクを抱えるおそれのある人が、地域とつながり、支援とつながることができるよう、居場所づくり活動を推進します。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
つどいの広場事業	乳幼児をもつ親と子どもが気軽に集い、情報交換や育児相談などを行う場を設け、保護者の育児不安の軽減や孤立感の解消を図ります。	子育て支援課
認知症カフェ	認知症の本人やその家族が、地域のかたや専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であり、また、介護者の負担軽減を図る居場所づくりとして、認知症カフェの設置を推進します。	長寿支援課
たたら荘	市内に居住する60歳以上の人の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーションの場としてたたら荘を運営します。	長寿支援課
障害者地域活動支援センター	障害のある人の創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、きめ細かい支援を行います。	障害福祉課
多様な世代の居場所づくり	子どもから高齢者まで様々な年代の市民が地域の人々と交流し、憩いの場となるよう、図書館や公民館、児童センターの運営に努めます。	中央図書館 生涯学習課 青少年対策室

事業・取り組み	内容	担当
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①包括的相談支援事業②多機関協働事業③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業④参加支援事業⑤地域づくり事業⑥支援プラン作成を一体的に実施します。	福祉総務課
孤立防止のための居場所づくり	地域に孤立しがちなかたの居場所づくりを広めていくために、活動を希望する団体の相談に応じ、また、助成金を交付することにより支援を行います。	社会福祉協議会
こども食堂への支援	市内でこども食堂及びフードパントリー活動を実施している団体に対して、運営や活動に関する支援を行います。	社会福祉協議会

### 3. 自殺未遂者・遺された遺族等への支援

自殺未遂者や自死遺族など、自殺リスクが高いと思われる人が、自殺に陥ることのないよう、相談機関及び医療機関との連携や、こころの負担を軽減する支援につなげるための情報提供を図ります。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
自殺未遂者への支援	救命救急センターに搬送された自殺未遂者に寄り添った救急活動を実施するとともに、医療福祉相談の一環として、患者及び家族の同意の下、川口市保健所等関係機関と連携を図りながら、必要な支援を実施します。	医療センター
	自損患者の救急活動状況を把握し、本人同意のもと、自殺未遂者に対する情報を共有することにより、関係機関と連携して必要な支援につなげます。	救急課
自殺予防対策事業（自殺未遂者等支援）	医療機関と連携し、支援が必要な自殺未遂者及び家族に対し、同意に基づき本人の抱える問題解決に向けて、関係機関と連携し、チームを組んで支援を行います。	疾病対策課
精神保健福祉相談	自殺未遂者、遺された遺族等に対して、精神保健福祉士や保健師による相談・助言を行います。	疾病対策課 地域保健センター

#### 【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 令和5年 (2023年)	目標値 令和10年 (2028年)
これまでに、本気で自殺をしたいと考えたことがある人の割合 ※市アンケート調査による。	18.0%	減少

## 基本施策 2 多様な相談体制の充実

### 施策の方向性

訪問相談や声掛けなど、積極的な働きかけによるアウトリーチ型の相談体制のほか、誰もが相談できる多様な相談窓口を通じて、問題や悩みを抱える市民の速やかな把握に努めます。

### 施策の展開

#### 1. アウトリーチによる相談体制の推進

生活に課題を抱えながらも、公的な支援を受けていない方に支援を届けるため、積極的な働きかけによる相談体制を推進します。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
地域保健活動	保健師が各地区を担当し、赤ちゃんから大人の健康に関する相談に応じます。	地域保健センター
友愛活動	60歳以上の高齢者に対して、老人クラブの女性部会による訪問・声かけ等の取り組みを促します。	長寿支援課
精神障害者訪問支援強化事業（アウトリーチ事業）	精神障害者及び精神障害の疑いのある方が地域で安定した生活を送ることができるよう、多職種による電話、訪問等の必要な支援を行っています。	疾病対策課
若年者早期相談・支援事業	若年者の早期相談・包括的支援体制を構築するため、こころサポートステーション「SODAかわぐち」をイオンモール川口前川内に設置し、対面やSNSを使った相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。	疾病対策課
難病患者地域支援事業	療養上の不安を抱える難病患者等に対し、訪問、面接、電話等により悩みや困りごとなどをうかがい、不安の軽減を図ります。 医療講演会において、病気の正しい知識や理解を深めます。訪問相談員育成研修を実施し、難病患者及びその家族に対する相談、指導、助言等を行う支援者の資質の向上を図ります。	疾病対策課
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①包括的相談支援事業②多機関協働事業③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業④参加支援事業⑤地域づくり事業⑥支援プラン作成を一体的に実施します。	福祉総務課

事業・取り組み	内容	担当
訪問相談員活用事業	様々な理由により学校生活への不適應を示し、家に引きこもる、あるいは引きこもりがちな小・中学校の児童・生徒に対して、訪問相談員が学校との連携を図りながら家庭を訪問して相談・支援を行います。	指導課
民生委員・児童委員活動事業	民生委員・児童委員は、日々の活動において、高齢者や障害のある方の見守りや安否確認、子どもたちへの声かけなどを行っています。また、市民の身近な相談相手として、医療や介護、子育てなど、生活上の悩みや心配ごとなど様々な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう地域の専門機関とのつなぎ役になります。	民生委員・児童委員

## 2. 様々な悩みや困りごとに対応する相談窓口の充実

窓口での相談や市民相談事業等を通じて、市民の様々な悩みや困りごとに対応するとともに、自殺のリスクを抱えた市民を発見した場合は、適切な支援へとつなぐことができるよう相談窓口の充実を図ります。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した早期相談・早期対応を図ります。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
各種相談	各課窓口において、各部署での市民の相談をききとり、必要時適切な支援につなげます。	庁内各課
市民相談事業	職員による市民相談、専門家による各種専門相談、消費生活相談員による消費生活相談を行います。	市民相談室
若年者早期相談・支援事業	若年者の早期相談・包括的支援体制を構築するため、こころサポートステーション「SODAかわぐち」をイオンモール川口前川内に設置し、対面やSNSを使った相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。	疾病対策課
精神保健福祉相談	メンタルヘルスやこころの健康に関して、精神保健福祉士や保健師による相談・助言を行い、必要に応じて関係機関と連携し、安定した地域生活が送れるよう支援します。また、精神疾患の早期発見・早期治療・重症化予防を図ります。	疾病対策課 障害福祉課 地域保健センター
各種教育相談	市立教育研究所における、電話相談、来室相談、医療相談、訪問相談、学校巡回教育相談、カウンセリング、学校問題法律相談、特別支援教育に係る各種就学相談、各公民館等における子ども教育相談等、教育全般に関わる様々なニーズに応じた相談業務を通じて、それぞれ専門の担当者が相談に応じます。	指導課



事業・取り組み	内容	担当
自殺対策相談窓口 一覧表の配布	自殺リスクを抱える可能性のある人に自殺対策相談窓口一覧表を配布し相談につなげます。	庁内各課
犯罪被害者支援事業	犯罪被害者及びその家族の相談に応じ、被害者の方が必要な支援をスムーズに受けられる総合窓口として、関係機関との連絡調整をワンストップで行います。	防犯対策室
福祉担当へつなぐ 納税相談	納期限までに市税（国民健康保険税含む。）を納められない住民と納税相談した結果、生活面で深刻な状況があり、個人では解決困難な課題がある場合は、「連絡カード」などのツールを用いて速やかに生活自立サポートセンターへつなげます。	納税課 国保収納課
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに応じた子育て情報の提供や多様な子育てサービスへの利用案内をはじめ、子育て相談のほか、相談者の属性や内容を問わない相談を受け止め、適切な関係機関へつなぎます。	子育て支援課
HIV(エイズ)・性感染症検査・相談	HIV(エイズ)・性感染症(梅毒・B型肝炎・C型肝炎)の予防、まん延防止と早期発見を目的に、匿名・無料で検査を実施します。希望者や陽性者への相談対応も実施します。	疾病対策課
HIV(エイズ)・梅毒 即日検査	HIV(エイズ)・梅毒の予防、まん延防止と早期発見を目的に、匿名・無料で検査を実施し、検査当日に結果を通知します。希望者や陽性者への相談対応も実施します。 6月HIV検査普及週間、12月1日世界エイズデーの時期に、正しい知識等についての啓発、患者や感染者に対する差別偏見等の解消を図ります。	疾病対策課
指定難病医療給付	指定難病医療給付申請の受付や指定難病医療給付を受けるための相談を実施します。	疾病対策課
川口市障害者虐待 防止センター事業	「川口市障害者虐待防止センター」において、虐待の防止、早期発見に努めるとともに、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行います。	障害福祉課
伴走型相談支援事業	妊婦・子育て世帯に対して、妊娠届出時から寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関と情報共有しながら必要な支援につなげます。	地域保健センター
電話・来室相談	児童生徒、保護者及び教員の教育全般に関わる内容について、電話あるいは来室により相談に応じます。その結果にもとづいて、適応指導教室や市行政各支援機関、または、医療や福祉の諸機関等必要な支援につなげます。	指導課
教育カウンセラー 活用事業	専門知識や経験を有する臨床心理士等の有資格者を教育相談室に複数配置し、常時相談に応じる体制を整えることで、児童生徒やその保護者からのカウンセリングを充実させ、心身の健康の回復を図ります。	指導課

# 基本施策3 子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進

## 施策の方向性

児童・生徒が安心して生活できない要因として、学校における人間関係、家庭における家族との関係、虐待など様々な背景が考えられます。いじめに悩む児童・生徒、引きこもりへの対応は本市においても大きな課題となっており、いじめの早期発見、いじめ対策、予防的な取り組みのほか、悩みを抱える児童・生徒に対し、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを教えるとともに、増加している外国籍の児童・生徒への支援についても推進していく必要があります。

様々な機会を通じて、命の大切さを教え、SOSを出しやすい環境をつくるため、教職員の研修や情報提供に取り組むとともに、子育てへの不安やストレスを抱える保護者に対する支援と気軽に子育ての相談ができる体制づくりを推進していきます。

若者については、様々なライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）の人が含まれており、それぞれの状況にあった支援が必要となります。相談や支援につながりにくい傾向にあることから、ICTを活用するなど、多方向からの支援を推進していきます。

## 施策の展開

### 1. 学校等における取り組みの推進

専門の相談員の配置により、児童・生徒や保護者の相談対応の充実を図るとともに、児童・生徒の自殺防止に向け、SOSの出し方を含めた教育等のより実効性のある取り組みを推進します。また、児童・生徒の生きるための促進要因を高めることで、学校、家庭、地域において生き生きと暮らすことのできる環境を整備します。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
教育相談支援員活用事業	当該中学校において、スクールカウンセラーや教職員と連携し、相談室運営やいじめや不登校の解消等のための相談・援助を行います。 中学校区内の小学校において、いじめや不登校の解消等のための相談・援助・情報収集等を行います。 地域の巡回等を通し、いじめや不登校等の問題に関する地域の状況を把握するとともに、児童生徒の健全育成のための具体的支援を行います。	指導課
自殺予防教育	安全安心な環境を整え、全ての児童生徒を対象に、「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育」を推進します。 アンケート調査や教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めます。また、相談窓口の周知を図るとともに、家庭や関係機関等との連携に努めます。	各小中高等学校 指導課

事業・取り組み	内容	担当
電話・来室相談	児童生徒、保護者及び教員の教育全般に関わる内容について、電話あるいは来室により相談に応じます。その結果にもとづいて、適応指導教室や市行政各支援機関、または、医療や福祉の諸機関等必要な支援につなげます。	指導課
教育カウンセラー活用事業	専門知識や経験を有する臨床心理士等の有資格者を教育相談室に複数配置し、常時相談に応じる体制を整えることで、児童生徒やその保護者からのカウンセリングを充実させ、心身の健康の回復を図ります。	指導課
医療相談	精神的な面で不安を抱える児童・生徒に対して、専門医が相談に応じます。	指導課
就学相談	発達に課題がある、又は、あると思われる幼児（年長）、児童・生徒の相談と、状況の適切な把握に基づく適正な就学の支援を行います。	指導課
学校巡回教育相談	保護者や学校からの申し込みがあった学校不適応や就学に関する相談に対して、教育研究所の指導主事や特別支援教育アドバイザーが学校を訪問し相談を行います。	指導課
生徒指導部会 教育相談部会	各学校で部会を開催し、教職員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー間で非行やいじめ、不登校についての情報共有を図ります。また、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実、スクールソーシャルワーカー活用事業を推進します。	各小中学校
日本語指導支援員活用事業	教育研究所による日本語指導教室をはじめ、日本語が十分に理解できない児童・生徒に対して、日本語の補充指導を行うことにより、学校生活への適応を図ります。	指導課
青少年体験活動事業	子どもたちが自然や人、地域社会などに関わり、五感での学びを通じて人間関係を深めるとともに、生きる力を育む事業を推進します。	青少年対策室
親子ふれあい事業	親と子がふれあう機会を設け、青少年の健全育成にとって望ましい家庭環境の促進を図ることができるよう事業を推進します。	青少年対策室
明るい街づくり推進事業	青少年関係団体の関係者が相互協力、連携のもと、愛情と熱意をもって、青少年の健全育成のため、明るい街づくりの推進に向けた意識の高揚を図ります。青少年健全育成の功労者・団体及び善行少年を「川口市明るい街づくり運動推進大会」で表彰します。 また、小中学生が日常生活で考えていることをテーマにした作文コンクールを通して、自らの存在や社会との関わりを認識するとともに、青少年に対する市民の理解を深めるものです。優秀作品を「川口市明るい街づくり運動推進大会」で表彰します。	青少年対策室

事業・取り組み	内容	担当
地域保健・学校保健連絡会	地区担当保健師と学校養護教諭等が地域の現状や課題の共有、事例検討などを行い、学童・思春期の健やかな成長への支援につなげます。	各小中学校 地域保健センター
心の教育（道徳）	子どもたち一人ひとりが自己の在り方や生き方を見つめ、よりよく生きようとする力をはぐくむため、心の教育（道徳）を充実させるとともに、学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進を図ります。	各小中学校
民生委員・児童委員と学校との連絡会	民生委員・児童委員と学校で、問題を抱えている児童・生徒の情報交換を行い、適宜必要な支援につなげます。	各小中学校
助産師会の取り組み	学校からの要請に応じ、「生と性に関する出前講座」により、児童・生徒が自己肯定感を高められるよう取り組みます。	助産師会

## 2. いじめ・不登校などへの対応の充実

関係機関と教職員とが連携し、いじめや不登校、引きこもり等の様々な問題に対する、児童・生徒や保護者の相談・支援体制の充実を図るとともに、身近にいる大人にSOSを出することができるようにすることで、子どもの問題行動や自殺リスクの軽減を図ります。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
子ども教育相談	市内3カ所の公民館等に教育相談員が出張し、学校に登校できないなどの悩みを持つ子どもや保護者を対象とした教育全般の相談に応じます。	指導課
いじめ対策の推進	ネットいじめやネットトラブル等から子どもを守るため、関係機関と連携し、教職員への研修の実施や保護者・児童・生徒への啓発を行います。	指導課
学校生活に関するアンケート	定期的にいじめに関するアンケートを実施することにより、いじめ事案の早期発見・迅速な対応を行います。	各小中学校 指導課
川口の元気いじめゼロサミット	市内小中学校の代表が、いじめのない楽しく明るい学校づくりに向けた取組について小・中学校で連携し、各学校がいじめの問題について考え、いじめ根絶に向けて、取組の中核となるリーダーを育成するとともに、多様な取組の実施を一層推進します。	指導課
いじめ問題対策協議会	小・中学校におけるいじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを発生させない教育のあり方を究明し、積極的に学校を援助・支援し、いじめの根絶をめざすことを目的とします。	指導課

事業・取り組み	内容	担当
いじめから子どもを守る委員会	「いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、いじめに関する相談に応じ、必要な調査・調整等を行います。	青少年対策室
いじめ相談	いじめで悩んでいる児童・生徒、保護者の相談に、電話及びメールで応じます。	指導課
訪問相談員活用事業	様々な理由により学校生活への不適應を示し、家に引きこもる、あるいは引きこもりがちな小・中学校の児童・生徒に対して、訪問相談員が学校との連携を図りながら家庭を訪問して相談・支援を行います。	指導課
不登校児童・生徒適応支援事業	教育相談室において児童・生徒、保護者及び担任教員からの相談の対応を行います。また、相談を経て学校に登校できないが、自己改善（適応力の向上等）を図りたいと考えている児童・生徒に対し、適応指導教室において学校への復帰を支援します。	指導課
保護者と共に不登校を考える会	「保護者と共に不登校を考える会」を開催し、子どもが不登校になっている保護者・教職員、及び不登校問題に関心のある人を対象に、不登校の実態や態様等を理解し、その対応法について考えるとともに、意見交換の場とし、不登校児童・生徒の学校復帰への一助とします。また、上級学校等への進路決定へ向けた情報提供をし、きっかけをつくることで、児童生徒が自身の将来を見つめる進路指導の一助とします。	指導課
有害環境から子どもを守るための取り組みの推進	メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子どもたちを守るために、県やサイト監視業者と連携して、犯罪やトラブルの未然防止に取り組みます。	指導課
青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ります。	青少年対策室
ライフスキル教育	「総合的な学習の時間」、「学級活動」等を通してスキルアップ教育を行うことにより、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。	指導課

### 3. 子育て家庭への支援の充実

課題を抱える子育て中の保護者に対して、産後うつや貧困対策を推進するとともに、各種の母子保健及び子育て支援事業を通じて、子育てに関連する悩みや自殺リスクの軽減を図ります。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
妊産婦健康診査等事業	疾病や異常を早期に発見し、妊娠中の健康状態を良好に保ち、さらに、経済的な理由などで妊娠中の健康管理を怠ることがないように経済的負担の軽減を図り、安全に出産できるように支援します。また、産婦健診では、母親の身体面、精神面の確認をし、必要に応じて支援を実施します。	健康増進課
伴走型相談支援事業	妊婦・子育て世帯に対して、妊娠届出時から寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関と情報共有しながら必要な支援につなぎます。	地域保健センター
母子訪問指導事業	母性並びに乳幼児の健康の保持増進と育児不安の軽減を図ることを目的に、妊娠、出産、育児等に必要な保健指導を実施します。	地域保健センター
育児サークル	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを話せる場として活動している育児サークルの情報提供を行います。	子育て支援課
家庭児童相談事業	家庭及び児童にかかる相談に対し、関係機関と連携し、適切な助言・指導を行います。	子育て相談課
ファミリー・サポート・センター事業	市内の子育ての援助を行いたい人（サポーター）と援助を受けたい人（サービス利用者）を会員として登録し、会員間の子育ての援助を支援します。	子育て支援課
発達相談事業	子どもの発達に不安を持つ保護者が安心して相談でき、福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のある子どもを地域全体で支えるための基盤整備を行います。	子育て相談課
緊急サポートセンター事業	緊急時の預かりや病気又は病気の回復期、早朝・夜間等の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する人と、子育ての援助を行える保育士等との相互の紹介を行い、地域における仕事と育児の両立が可能な環境整備の充実を図ります。	子育て支援課
母子健康教室事業	両親教室・母親教室では、妊婦やそのパートナーに対し、妊娠・出産・育児に関する講義・実習などを行います。育児教室では、子育て中の親に対して育児に関する講話やグループワークなどを行い、仲間づくりを支援します。	地域保健センター

事業・取り組み	内容	担当
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して宿泊型、通所型、居宅訪問型の心身のケアや育児のサポートを行います。	地域保健センター
つどいの広場事業	乳幼児をもつ親と子どもが気軽に集い、情報交換や育児相談などを行う場を設け、保護者の育児不安の軽減や孤立感の解消を図ります。	子育て支援課
子育て支援総合コーディネート事業	市内全域における子育て支援活動の展開を図るため、関係機関との連携体制を強化し、子育て世帯への様々な支援の充実を図ります。	子育て支援課
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに応じた子育て情報の提供や多様な子育てサービスへの利用案内をはじめ、子育て相談のほか、相談者の属性や内容を問わない相談を受け止め、適切な関係機関へつなぎます。	子育て支援課
発達障害児の支援に向けたネットワーク	子ども発達相談センター運営会議等を通じて、発達に特性のある児童とその保護者への支援を検討するとともに、支援者や地域との連携、子どもの発達や発達の特性に関する普及啓発事業を実施します。	子育て相談課
各種教育相談	市立教育研究所における、電話相談、来室相談、医療相談、訪問相談、学校巡回教育相談、カウンセリング、学校問題法律相談、特別支援教育に係る各種就学相談、各公民館等における子ども教育相談等、教育全般に関わる様々なニーズに応じた相談業務を通じて、それぞれ専門の担当者が相談に応じます。	指導課
子ども教育相談	市内3カ所の公民館等に教育相談員が出張し、学校に登校できないなどの悩みを持つ子どもや保護者を対象とした教育全般の相談に応じます。	指導課

## 4. 若年層対策の推進

若年層には、大学生をはじめ、様々なライフステージの人が含まれていることから、学校や関係団体と連携・協働してそれぞれの置かれた状況にあった支援に努めます。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
就職支援セミナー	川口駅西口の「川口若者ゆめワーク」において、対象者別（若年者、就職氷河期世代、シニア、女性）に就職活動のポイントや自己分析など、就職活動に役立つテーマでセミナーを開催します。	経営支援課
Web利用型自己採血検査	健康診断を受ける機会のない35歳～39歳の市民を対象に、Webによる申込制で、自宅に届いた検査キットを用いて自己採血し、血糖・血中脂質など14項目の結果をメールで確認、その後専門職に健康相談ができるなど、対象者が自らの健康課題に気づき、自分に合った健康づくりができるよう支援します。	健康増進課
若年者早期相談・支援事業	若年者の早期相談・包括的支援体制を構築するため、こころサポートステーション「SODAかわぐち」をイオンモール川口前川内に設置し、対面やSNSを使った相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。	疾病対策課
ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている児童に対し、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	子育て相談課
青少年の支援に向けたネットワーク	「青少年問題協議会」、「青少年育成協議会」、「青少年育成推進協議会」を通じて、地域・関係機関が連携し、青少年の抱える問題を把握するとともに、必要な支援につなげます。	青少年対策室
子どもの生活・学習支援事業	生活保護世帯、就学援助世帯及びひとり親世帯等の子どもが適切な進路を選択できるよう、子どもの生活・学習を支援します。	青少年対策室
家庭・学校・地域社会等の連携による環境づくりの推進（学校応援団）	学校・家庭・地域などが連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりと、困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進します。	生涯学習課
合同企業面接会	市内産業の活性化と雇用促進のため、新規学卒者等と市内企業の合同企業面接会を開催します。	経営支援課
メンターメンティー研修（教職員対象）	メンターメンティー制度をより効果的なものとし、若手職員のメンタル面におけるケアの充実を図る研修を実施します。	学務課



【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 令和 5 年 (2023 年)	目標値 令和 10 年 (2028 年)
自分にはよいところがあると思う割合 （子どもたちの自己肯定感） 全国学力・学習状況調査結果	小学校 6 年 82.8%  中学校 3 年 79.0%	85%以上

## 基本施策 4 市民への啓発と周知

### 施策の方向性

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景は理解されにくく、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるという認識も十分浸透しているとは言い難く、また、相談窓口や対応方法も十分周知されていないのが現状です。

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを、様々な機会を通して啓発・周知に努めます。

### 施策の展開

#### 1. 自殺対策・心の健康・生きる支援に関する啓発の推進

市民が自殺対策について理解を深められるよう、「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」に合わせた普及啓発事業のほか、相談窓口の周知やメンタルヘルスに関する問題の早期発見、早期受診に向けた普及啓発活動を図ります。また、生きることの包括的な支援事業について周知を図ります。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
自殺予防対策事業 (普及啓発)	9月の「自殺予防週間」、3月の「自殺対策強化月間」に合わせて、広報、ポスター、チラシ、「いのち守ろうコーナー」でゲートキーパーの役割等対策の市民向け普及啓発事業を実施します。また、受講者自らに自殺予防の普及活動をしてもらうよう働きかけます。	疾病対策課
健康・生きがいきづ り通信	市民の健康・生きがいきづくりに関する意識・関心を高めることを目的に、テーマを決めて通信を発行します。	保健総務課
精神保健福祉に関 する普及啓発	精神保健福祉の向上及び精神障害者への理解を深めることを目的に普及啓発活動を実施します。	障害福祉課
	メンタルヘルスに関する問題の早期発見、早期受診に向けて、広く一般市民への普及啓発活動を実施します。	疾病対策課
自殺対策相談窓 口一覧表の配布	自殺リスクを抱える可能性のある人に自殺対策相談窓口一覧表を配布し相談につなげます。	庁内各課
広報かわぐち 健 康メモ	自殺の現状やアルコール依存症などについての特集記事やコラムを広報かわぐちに掲載します。	疾病対策課
メンタルヘルスチ ェックシステム	パソコンやスマートフォン等で、ストレスチェックができるメンタルヘルスチェック「こころの体温計」を提供するとともに、広報での掲載や関係機関への周知を図ります。	疾病対策課
コミュニティバス 運行事業	相談機関の窓口一覧情報等をコミュニティバス車内に掲示することにより、広く市民を対象とした相談先情報等の周知の一助とします。	都市交通対策室

事業・取り組み	内容	担当
各種相談	各課窓口において、各部署での市民の相談をききとり、必要時適切な支援につなげます。	庁内各課

## 2. 市民向け講演会・イベント等の開催

市民を対象とした健康づくりについて学ぶことのできる講座やイベントの開催等を通じて、健康の保持増進、疾病予防に関する情報や知識の周知を図ります。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
健康フェスティバル事業	本イベントの健康講演のテーマで、生きることの大切さや心の健康づくり等、生きることの包括的な支援を取り上げることで、市民への啓発の機会とします。	保健総務課
精神保健福祉に関する講座	精神保健福祉に関心のある市民を対象に、うつ病、統合失調症、ひきこもり、依存症等のこころの疾病に関して、誰でも学べる「こころの健康講座」を実施します。	疾病対策課
健康づくり事業	健康教育・健康相談・訪問指導などを通して、健康の保持増進、疾病予防に関する情報や知識の普及を図ります。	健康増進課 地域保健センター
手話通訳者養成事業	聴覚障害者に対する正しい認識を養い、手話の習得及び手話通訳技術の向上を図り、聴覚障害者に関わるコミュニケーション支援を担うための手話通訳者を養成します。	障害福祉課
HIV(エイズ)・梅毒即日検査	HIV(エイズ)・梅毒の予防、まん延防止と早期発見を目的に、匿名・無料で検査を実施する。検査当日に結果を通知します。希望者や陽性者への相談対応も実施します。 6月HIV検査普及週間、12月1日世界エイズデーの時期に、正しい知識等についての啓発、患者や感染者に対する差別偏見等の解消を図ります。	疾病対策課

### 【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 令和5年 (2023年)	目標値 令和10年 (2028年)
ゲートキーパーの認知度（「内容を知っている」）※市アンケート調査による	4.4%	10%
相談機関・相談先の認知度（「何らかの相談機関・相談先を知っているか」）※市アンケート調査による	73.8%	80%

## 基本施策5 自殺対策を支える人材の育成

### 施策の方向性

自殺対策には、普段から自殺予防の視点を持ち、自殺の危機を示すサインに気づいて、適切な支援につなげることが大切です。このため、身近で悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげることのできるゲートキーパーの養成が重要となります。

市民や団体等を対象に研修を行うとともに、市民に最も身近なサービス提供者である市職員、学校関係者、また地域での支援者である民生委員や関係団体などに向けゲートキーパー研修や自殺リスクに関わる研修を実施し、自殺対策に係る人材の育成を図ります。

### 施策の展開

#### 1. 市民・団体等を対象とする研修

地域や職場、その他さまざまな分野において、身近な人の悩みや不安、自殺のサインに気づき、必要な支援につなげることのできる人材を育成するとともに、ゲートキーパーの周知を図ります。また、同じ悩みや症状などの問題を抱えている当事者同士が互いの経験・体験をもとに語り合い、問題の解明に向けてサポートを行うピアサポートについて広く市民の理解を促すためのピアサポート講座の継続的な開催により、その普及を図ります。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
ゲートキーパー（こころサポーター含む）研修（一般向け）	身近な人の自殺のサインに気づき、必要な支援につなげることのできるゲートキーパーや身近な人の心の不調に気づき、耳を傾け、サポートができるこころサポーターの人材育成に向け、研修を実施します。	疾病対策課
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症のかたやその家族を見守る認知症サポーターを養成することにより、認知症のかたやその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。	長寿支援課
精神障害者ピアサポート講座	同じ悩みや症状などの問題を抱えている当事者同士が、互いの経験・体験をもとに語り合い、問題の解明（回復）に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みを行います。	障害福祉課

事業・取り組み	内容	担当
難病患者地域支援事業	療養上の不安を抱える難病患者等に対し、訪問、面接、電話等により悩みや困りごとなどをうかがい、不安の軽減を図ります。 医療講演会において、病気の正しい知識や理解を深めます。訪問相談員育成研修を実施し、難病患者及びその家族に対する相談、指導、助言等を行う支援者の資質の向上を図ります。	疾病対策課

## 2. 多様な職種（市職員を含む）を対象とする研修

市職員をはじめ、民生委員・児童委員、福祉施設職員、教職員や関係機関・支援団体等の職員を対象に、ゲートキーパー研修並びに自殺リスクとなる原因を防ぐための研修を実施し、自殺を考えている人に気付き、必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担う人材の育成を図ります。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
ゲートキーパー（こころサポーター含む）研修（市職員を対象）	身近な人の自殺のサインに気づき、必要な支援につなげることでできるゲートキーパーや身近な人の心の不調に気づき、耳を傾け、サポートができるこころサポーターの人材育成に向け、研修を実施します。また、専門職の対応スキルの向上を目指し、スキルアップ研修を実施します。	疾病対策課
ハラスメント防止講座	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントについての理解を深め、意識を高めるとともに、ハラスメントの防止に向けた研修を行います。	職員課
メンタルヘルス研修（市職員・教職員を対象）	メンタルヘルス診断による組織分析結果に基づき、個別相談が必要な所属を選別し、管理職を対象に職場の現状を確認し、職場環境改善のための具体的な対策を助言します。面接担当は業務委託先の精神保健福祉士が行います。	職員課
	新職業性ストレスチェック簡易調査による集団分析結果を基に、メンタル面における健康リスクの把握を促すとともに、職場環境改善を図る研修を行う。	学務課
障害者差別解消法研修	障害や障害のある人への理解を深め、障害のある人への差別を解消するとともに、偏見を持たないための研修を行います。	障害福祉課

### 3. 関係者間の連携調整を担う人材の育成

自殺対策を支援する自殺対策従事者や相談窓口職員等が対応に苦慮して追い詰められることのないよう、こころの健康を維持するための取り組みを推進します。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
ゲートキーパー（こころサポーター含む）研修（一般向け）	身近な人の自殺のサインに気づき、必要な支援につなげることのできるゲートキーパーや身近な人の心の不調に気づき、耳を傾け、サポートができるこころサポーターの人材育成に向け、研修を実施します。	疾病対策課
ゲートキーパー（こころサポーター含む）研修（市職員を対象）	身近な人の自殺のサインに気づき、必要な支援につなげることのできるゲートキーパーや身近な人の心の不調に気づき、耳を傾け、サポートができるこころサポーターの人材育成に向け、研修を実施します。また、専門職の対応スキルの向上を目指し、スキルアップ研修を実施します。	疾病対策課

#### 【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 令和4年 (2022年)	目標値 令和10年 (2028年)
ゲートキーパー研修受講者数 (平成24年からの累計での受講者数)	5,269人	8,000人

## 基本施策 6 地域におけるネットワークの強化

### 施策の方向性

本市の自殺の原因は、「健康問題」が約6割を占め、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」という順になっています。自殺対策を総合的に推進するためには、行政のみならず関係機関・団体や企業、市民との連携により自殺防止に向けた多様なネットワークを構築し、包括的な支援を行っていく必要があることから、庁内・地域におけるネットワークの強化を図ります。

### 施策の展開

#### 1. 庁内・地域の連携体制の強化

「地域保健審議会」及び「自殺対策庁内連絡会議」を中心に本市の自殺予防及び自殺対策の総合的な推進を図るとともに、関係団体や市民との連携により自殺防止に向けたネットワークを構築し、自殺対策を推進します。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
地域保健審議会	保健・医療・福祉関係団体や知識経験者等から構成される「川口市地域保健審議会」において、市民の健康の保持及び増進並びに地域保健対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項について調査審議を行います。	保健総務課
自殺対策庁内連絡会議・自殺対策庁内連絡会議実務者部会	「川口市自殺対策庁内連絡会議」を概ね年1回、「川口市自殺対策庁内連絡会議実務者部会」を年2回実施し、本会議を通じて、自殺予防及び自殺対策の施策等に横断的かつ総合的に取り組み、推進します。	保健総務課 疾病対策課
市民との協働推進事業	自殺対策若しくは自殺につながる課題などを解決する団体に対する支援・助成などを行い、市民活動によるきめ細やかな対応を促進します。	協働推進課

## 2. 自殺リスクの軽減と未然防止に向けたネットワークの推進

各協議会や調整会議等によるネットワークを活用し、子どもから高齢者までの多様な年代に応じた自殺リスクの軽減を図り、自殺の未然防止に向けた取り組みを推進します。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
生活困窮者の支援に向けたネットワーク	関係機関が連携し、生活困窮者の抱える問題を把握するとともに、必要な支援につなげます。	生活福祉1課
高齢者の支援に向けたネットワーク	地域ケア会議等により、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくとともに、個別事例の検討の積み重ねにより把握した地域課題について、地域の関係者と共有・検討しながら地域づくりを進め、地域のネットワークの構築・強化につなげます。	長寿支援課
障害のある人の支援に向けたネットワーク	「自立支援協議会」、「障害者相談支援事業所連絡会」、「精神保健福祉連絡会」を通じて、地域・関係機関が連携し、障害のある人の抱える問題を把握するとともに、必要な支援につなげます。	障害福祉課
要保護児童等の支援に向けたネットワーク	「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関が連携し、要保護児童等への適切な支援に努めます。	子育て相談課
発達障害児の支援に向けたネットワーク	子ども発達相談センター運営会議等を通じて、発達に特性のある児童とその保護者への支援を検討するとともに、支援者や地域との連携、子どもの発達や発達の特性に関する普及啓発事業を実施します。	子育て相談課
青少年の支援に向けたネットワーク	「青少年問題協議会」、「青少年育成協議会」、「青少年育成推進協議会」を通じて、地域・関係機関が連携し、青少年の抱える問題を把握するとともに、必要な支援につなげます。	青少年対策室
児童・生徒の支援に向けたネットワーク	「地域保健・学校保健連絡会」「民生委員・児童委員と学校との連絡会」等を通じて、児童・生徒の抱える様々な問題の早期発見と早期対応に努めるとともに、相談窓口の周知や保護者及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。	各小中学校 地域保健センター 指導課
分野・組織を超えたネットワークづくりとコーディネート体制の充実	かわぐちボランティアセンターに「個別支援」及び「地域支援」を行う専門職としてコミュニティソーシャルワーカー（略称：CSW）を配置し、制度の狭間にある課題を抱えた方への個別支援と、個別の課題を地域で支えるためのネットワークづくり、居場所づくり等を行います。	社会福祉協議会



### 3. 早期対応に向けたネットワークの推進

精神疾患の早期発見、早期介入のための取り組みを推進し、自殺を未然に防止するため、相談機関等から専門医療機関に早期につなげるネットワークづくりを推進します。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
専門医や専門病院への紹介・連携	市などの相談機関から専門医につなげたり、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師から必要時、専門医及び専門医療機関につなげたりすることにより、適切な精神科受診を促進します。	各相談機関 医師会 歯科医師会 薬剤師会

#### 【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 令和5年 (2023年)	目標値 令和10年 (2028年)
川口市自殺対策庁内連絡会議の開催	年2回※	年1回
川口市自殺対策庁内連絡会議実務者部会の開催	年2回	年2回

※令和5年度は川口市自殺対策推進計画（第2次）策定作業のため2回開催

# 第7章 4つの重点施策

## 重点施策1 高齢者を対象とした取り組みの推進

### 施策の方向性

平成30年(2018年)から令和4年(2022年)における本市の年齢別自殺者数は、40、50歳代に次いで70歳代が多く、死亡率で見ると、70歳代は国や県を上回っています。

本市では高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯も急激に増加していることから、地域で孤立することがないように、地域での交流の場を通じて、高齢者の孤立や閉じこもりを防止し、生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

また、高齢者の介護を家族が抱え込み、身体的・精神的な健康問題や、高齢者虐待・心中などに至るケースも考えられることから、高齢者を含む家庭全体が心身ともに疲弊することがないように地域包括ケアシステムと連携し、自殺リスクの軽減に努めます。

### 施策の展開

#### 1. 見守り・支え合いの仕組みづくり

行政、事業者、地域団体、地域住民が連携することで、ひとり暮らし高齢者等の孤立を予防するとともに、地域での見守りにつながる取り組みを推進します。また、自殺のリスクが高い高齢者や支援が必要な高齢者を把握した場合は、関係機関へつなぐよう努めます。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者が住みなれた地域で介護、予防、医療、生活支援、住まいなどのサービスを切れ目なく利用することができる仕組みづくりを計画的に進めます。	長寿支援課
緊急通報装置整備事業	急変をきたす恐れのある発作性、慢性疾患のある高齢者世帯に緊急通報装置（固定型）を貸し出し、通報の際に、迅速かつ適切な対応を行うとともに、健康相談を始め各種相談及び定期的な安否確認を行います。 また、疾患はないが不安のある高齢者も有料にて利用できる方式を開始し、通報の際には同様の対応が受けられるとともに、固定型の他、携帯電話型端末の選択も可能となっています。	長寿支援課
配食サービス	高齢者のみの世帯に毎日夕食を届けるとともに、安否の確認を行います。	長寿支援課
高齢者世帯調査	75歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、民生委員が個別に訪問し、身体の状態や緊急連絡先等の調査を行います。	長寿支援課

事業・取り組み	内容	担当
見守りキット	緊急時における高齢者等の安全、安心を確保するため、緊急連絡先や医療・介護の情報などを記載した情報シートや保険証の写しやお薬手帳などを、ジッパー付ビニール袋に入れ冷蔵庫に保管し、玄関と冷蔵庫にシールを貼ることで、近隣住民や介護・医療関係者及び救急隊員等にキットの存在を知らせ、緊急時における医療情報として活用します。	長寿支援課
友愛活動	60歳以上の高齢者に対して、老人クラブの女性部会による訪問・声かけ等の取り組みを促します。	長寿支援課
ふれあい収集活動	家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行います。	収集業務課
川口市新聞配達見守り協定	市民生活の安全に寄与することを目的として、市内事業者と見守り協定を締結し、市民の生活上発生した不慮の事故や異変等の発見に努めます。市は提供を受けた情報をもとに、安否確認や必要な支援を行います。	福祉総務課
あんしんカード	65歳以上の市民を対象に、外出時に事故や災害などにあった場合の身元確認の手段として、緊急連絡先などが記載できる「あんしんカード」を郵送配布します。	長寿支援課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置により、地域の多様な主体と連携しながら、生活支援サービス体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者が生きがいを持って生活できる地域づくりを進めます。	長寿支援課
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症のかたやその家族を見守る認知症サポーターを養成することにより、認知症のかたやその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。	長寿支援課
高齢者の支援に向けたネットワーク	地域ケア会議等により、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくとともに、個別事例の検討の積み重ねにより把握した地域課題について、地域の関係者と共有・検討しながら地域づくりを進め、地域のネットワークの構築・強化につなげます。	長寿支援課
さわやかコール	ひとり暮らしの高齢者を対象に、孤独感を和らげ、健康状態や安否を確認するため、ボランティアが定期的に電話します。	社会福祉協議会

## 2. 相談・訪問等を通じての支援の充実

地域包括支援センターを中心に、生活上の支援を必要とする高齢者や家族の様々な相談への対応を行うほか、閉じこもり高齢者への訪問や虐待への対応を行い、自殺のリスクが高い高齢者を把握した場合は、関係機関等と連携した支援を行います。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、地域包括支援センターにおいて、本人やその家族等からの相談に応じ、適切な支援につなげます。	長寿支援課
生きがいきづくりアドバイザー派遣事業	市内の老人福祉センター及び鳩ヶ谷福祉センターに、「生きがいきづくりアドバイザー（嘱託職員）」を巡回派遣し、日常生活での悩みごとの相談や各種アドバイスなどの情報提供を行います。	長寿支援課
訪問型介護予防事業	閉じこもり等により通所が困難な高齢者の居宅を専門職が訪問し、自立した日常生活を営めるよう必要な相談、指導、機能訓練プログラム等を実施します。	長寿支援課
高齢者虐待への対応	高齢者虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターと連携し、相談対応・訪問等を通じて支援を行います。被虐待者である高齢者の生命や身体、財産を保護し、安全で安心な生活を再構築するために、状況に応じた支援を他機関と連携し行います。 必要に応じて、措置施設への入所や成年後見制度の利用等、適切な支援を行います。また、養護者の負担軽減のため、養護者に対し支援を行います。その他、養護者に必要な対応を行います。	長寿支援課
認知症高齢者相談	認知症が疑われるかたや、認知症の本人及びその家族に対し、看護師等の専門職員が電話や面接により、心配ごとや在宅介護等に関する相談に応じるほか、専門医による面接相談を月2回実施します。	長寿支援課
認知症支援体制の啓発	認知症になっても、あわてることなく、住み慣れた地域で必要かつ適切なサポートを受けながら、できる限り自分らしい生活を送っていただけるよう、認知症の状態に応じた医療・介護等の適切なサービス提供の流れを標準的に示した「認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）」を作成し、普及を推進します。	長寿支援課
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われるかたや、認知症の本人及びその家族を訪問し、医療受診の援助、介護保険サービス等の利用の支援など自立生活に向けた支援を包括的・集中的に行います。	長寿支援課

事業・取り組み	内容	担当
介護相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護保険施設等を訪問し、相談に応じることにより、利用者や家族の不安の解消と介護サービスの質の向上に努めます。	介護保険課
難病患者地域支援事業	療養上の不安を抱える難病患者等に対し、訪問、面接、電話等により悩みや困りごとなどをうかがい、不安の軽減を図ります。 医療講演会において、病気の正しい知識や理解を深めます。 訪問相談員育成研修を実施し、難病患者及びその家族に対する相談、指導、助言等を行う支援者の資質の向上を図ります。	疾病対策課

### 3. 地域での交流

趣味、教養、健康づくりの活動支援、就労機会の提供、地域社会との交流を通じて生きがいを創造することにより、高齢者の孤立や閉じこもりの防止を図ります。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
認知症カフェ	認知症の本人やその家族が、地域のかたや専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であり、また、介護者の負担軽減を図る居場所づくりとして、認知症カフェの設置を推進します。	長寿支援課
たたら荘	市内に居住する60歳以上の人の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーションの場としてたたら荘を運営します。	長寿支援課
老人クラブ	市内各地区のおおむね60歳以上の人々が集まり、教養の向上を図る、健康の増進に努める、レクリエーションを楽しむ、地域社会と交流することを目標として、自主的な活動を行います。	長寿支援課

#### 【数値目標等（分野別目標）】

指 標	基準値 平成25年～29年 (2013～2017年)	現状値 平成30年～令和4年 (2018～2022年)	目標値 令和8年 (2026年)
高齢者の自殺死亡率 70歳以上	25.6	19.5	17.9以下
指 標	基準値 平成29年 (2017年)	現状値 令和4年 (2022年)	目標値 令和10年 (2028年)
認知症サポーター数（累計）	15,839人	27,489人	42,500人

## 重点施策 2 勤労者を対象とした取り組みの推進

### 施策の方向性

本市の男女別年齢別の自殺者数をみると、男性は40歳代～50歳代の働き盛りの世代が特に多くなっていますが、中高年の就業している男性は、行政の保健福祉分野との接点が少なく実態を把握しにくい現状です。

一方、新たな（第4次）大綱では、「勤務問題による自殺対策を更に推進すること」が明記されています。この背景には、職場における長時間労働やパワーハラスメントが原因となる自殺が多く発生していることもあり、自殺リスクを生まない職場環境づくりが必要となっています。

市内企業の多数を占める小規模事業所向けのメンタルヘルス対策を推進し、働き盛りの年代の心身の健康の保持増進と自殺リスクの軽減を図るとともに、勤労者の仕事上の悩みの解決に向け支援を充実させます。

### 施策の展開

#### 1. 職場環境の是正に向けた取り組みの推進

女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進やハラスメント防止に関するセミナーの開催等を通じ、働きやすい環境づくりや「健康経営」に取り組む企業を支援するとともに、仕事に起因する悩みごとの相談支援を充実させます。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの実現やハラスメント防止の重要性について、事業所、市民それぞれに向けたセミナーの開催や情報紙による周知、啓発を行います。	協働推進課
商工勤労ニュース作成事業	商工勤労ニュースに、労働関係に関する相談窓口等の情報を記載し、事業者、労働者への情報提供を図ります。	経営支援課
ハラスメント防止講座	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントについての理解を深め、意識を高めるとともに、ハラスメントの防止に向けた研修を行います。	職員課
メンタルヘルス研修（市職員・教職員を対象）	メンタルヘルス診断による組織分析結果に基づき、個別相談が必要な所属を選別し、管理職を対象に職場の現状を確認し、職場環境改善のための具体的な対策を助言します。面接担当は業務委託先の精神保健福祉士が行います。	職員課
	新職業性ストレスチェック簡易調査による集団分析結果を基に、メンタル面における健康リスクの把握を促すとともに、職場環境改善を図る研修を行います。	学務課
労使講座	労使双方を対象に職場環境改善を目的としたセミナーや制度の周知を行い、働きやすい職場環境づくりを推進する。	経営支援課

事業・取り組み	内容	担当
健康経営の普及	従業員の健康に配慮した経営を推進し、従業員の健康の保持・増進を図ります。	川口法人会

## 2. 職域でのメンタルヘルス対策の推進

職場で活用できるメンタルヘルスチェックシステムの普及や、関係機関と連携した産業保健サービスの充実などにより、働き盛りの年代の心身の健康の保持増進と自殺リスクの軽減を図ります。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
メンタルヘルスチェックシステム	パソコンやスマートフォン等で、ストレスチェックができるメンタルヘルスチェック「こころの体温計」を提供するとともに、広報での掲載や関係機関への周知を図ります。	疾病対策課
精神保健福祉相談	様々なこころの悩みやうつ病・依存症を含む病気について、精神保健福祉士や保健師による相談・助言を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、精神障害者の社会復帰に向けた地域生活を支援します。	疾病対策課 障害福祉課 地域保健センター
精神保健福祉に関する講座	精神保健福祉に関心のある市民を対象に、うつ病、統合失調症、ひきこもり、依存症等のこころの疾病に関して、誰でも学べる「こころの健康講座」を実施します。	疾病対策課
メンターメンティー研修（教職員対象）	メンターメンティー制度をより効果的なものとし、若手職員のメンタル面におけるケアの充実を図る研修を実施します。	学務課
メンタルヘルス研修（市職員・教職員を対象）	メンタルヘルス診断による組織分析結果に基づき、個別相談が必要な所属を選別し、管理職を対象に職場の現状を確認し、職場環境改善のための具体的な対策を助言します。面接担当は業務委託先の精神保健福祉士が行います。	職員課
	新職業性ストレスチェック簡易調査による集団分析結果を基に、メンタル面における健康リスクの把握を促すとともに、職場環境改善を図る研修を行う。	学務課
障害者就労支援センター	「川口市障害者就労支援センター」として民間事業者へ委託し、障害者の就労に関する相談対応や情報提供により、障害者の就労を総合的に支援します。	障害福祉課
産業保健サービスの充実	メンタルヘルスクエアに関し、事業場を個別訪問し、メンタルヘルス不調の未然防止から休業者の職場復帰に至るまでのメンタルヘルス対策導入について無料支援を行います。	埼玉産業保健総合支援センター
	産業医など専門スタッフのいない、労働者数50人未満の事業場に対し保健指導や健康相談などの産業保健サービスを無料で行います。	川口地域産業保健センター

### 3. 職業的自立に向けた支援

若者や女性、高齢者、障害のある人等への就職支援を行うとともに、仕事上の悩みの解決に向けた支援を行います。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
就職支援セミナー	川口駅西口の「川口若者ゆめワーク」において、対象者別（若年者、就職氷河期世代、シニア、女性）に就職活動のポイントや自己分析など、就職活動に役立つテーマでセミナーを開催します。	経営支援課
新社会人等育成事業	市内企業に勤務する新社会人を対象に、ビジネスマナー等の研修「パワーアップセミナー」を開催します。	経営支援課
障害者就労支援センター	「川口市障害者就労支援センター」として民間事業者へ委託し、障害者の就労に関する相談対応や情報提供により、障害者の就労を総合的に支援します。	障害福祉課
自立支援協議会（日中活動部会）	自立支援協議会の日中活動部会において、事業所、ハローワーク等と連携し、定期的に情報交換を行い、就労定着に向けて取り組みます。	障害福祉課
合同企業面接会	市内産業の活性化と雇用促進のため、新規学卒者等と市内企業の合同企業面接会を開催します。	経営支援課

#### 【数値目標等（分野別目標）】

指 標	基準値 平成25年～29年 (2013～2017年)	現状値 平成30年～令和4年 (2018～2022年)	目標値 令和8年 (2026年)
40歳代、50歳代の自殺死亡率	23.3	17.2	16.3以下



## 重点施策3 生活困窮者等への取り組みの推進

### 施策の方向性

本市の生活困窮者等への支援は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活自立サポートセンターで早期に自立支援を行っています。一方、生活保護世帯数は、近年微増傾向にあり、令和4年度(2022年度)で約9,410世帯となっています。

生活困窮に陥っている人の中には、健康状態の悪化や将来の見通しが持てないなど様々な不安がある一方で、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう場合もあり、生活困窮者の自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援が求められています。そのため、生活困窮者の自立相談支援及び就労自立支援を実施し、生活困窮による自殺リスクの軽減を図るとともに、自殺対策と生活困窮者自立支援制度とを連動させて、経済や生活面の支援を図っていく必要があります。

また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備として生活困窮家庭の子どもたちが学習できる場所や放課後の行き場の拡充が求められることから、経済的困難を抱える子ども等への支援充実に努めます。

### 施策の展開

#### 1. 生活困窮家庭等への支援

生活困窮者の自立に向け、生活困窮者自立支援制度により包括的な自立相談及び就労支援を実施するとともに、直ちには就労が困難な対象者の状況に応じた就労自立の訓練等を支援し、生活困窮による自殺リスクの軽減を図ります。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談を受け、適切な情報提供を行うとともに、関係機関と連携しながら生活全般にわたる包括的な支援及び就労支援を実施します。また、一定の住居のない生活困窮者に対し、巡回相談を行い、当面の日常生活に関する支援につながるよう相談窓口の周知を図ります。	生活福祉1課
生活困窮者・就労準備支援事業	直ちには就労が困難な対象者一人ひとりの状況に応じ、日常生活の自立、社会生活の自立、就労自立の訓練を支援します。	生活福祉1課
住居確保給付金支給事業	離職後2年以内または個人都合によらない理由で就業機会が減少し、住居を失い又は失う恐れがあり、就労意欲のある市民に、有期で家賃の一部又は全額を支給し、求職活動を支援します。	生活福祉1課
生活保護事務	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援します。	生活福祉 1・2課

## 2. 経済的困難を抱える子ども等への支援

生活困窮家庭やひとり親家庭が抱える様々な問題が自殺のリスク要因とならないよう、保護者や家庭の状況等を把握し、必要な支援につなげます。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
子どもの生活・学習支援事業	生活保護世帯、就学援助世帯及びひとり親世帯等の子どもが適切な進路を選択できるよう、子どもの生活・学習を支援します。	青少年対策室
ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の自立した生活に向けて、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」による支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭からの相談を受け、必要な情報提供や指導等により、自立に向けた支援を行います。また、公正証書等の作成により、養育費の取り決め等を行うひとり親に補助金を交付し、養育費の継続した履行確保を図ります。	子育て支援課
就学援助（学用品費等、給食費、学校病医療費）	児童・生徒が元気で健康に学校生活を過ごせるよう、就学援助が必要な人に、学用品費、修学旅行費、給食費、学校病医療費など、就学費用の一部を援助します。	指導課 学校保健課
こども食堂への支援	市内でこども食堂及びフードパントリー活動を実施している団体に対して、運営や活動に関する支援を行います。	社会福祉協議会

## 重点施策 4 女性を対象とした取り組みの推進

### 施策の方向性

新型コロナウイルス感染拡大により、全国的に女性の自殺者数の増加がみられますが、本市においても 20 歳未満の女性の自殺が増えており、その割合は国・県を上回ります。

コロナ禍の影響を大きく受けたとされる女性ですが、様々なライフステージと、それぞれの置かれている状況に沿った支援に努めます。

### 施策の展開

#### 1. 妊産婦への支援の充実

妊産婦や子育て中の保護者に対して、産後うつ防止や貧困対策、育児のストレス等の解消に向けた支援に取り組みます。

#### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
妊産婦健康診査等事業	疾病や異常を早期に発見し、妊娠中の健康状態を良好に保ち、さらに、経済的な理由などで妊娠中の健康管理を怠ることがないように経済的負担の軽減を図り、安全に出産できるように支援します。また、産婦健診では、母親の身体面、精神面の確認をし、必要に応じて支援を実施します。	健康増進課
伴走型相談支援事業	妊婦・子育て世帯に対して、妊娠届出時から寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関と情報共有しながら必要な支援につなぎます。	地域保健センター
母子訪問指導事業	母性並びに乳幼児の健康の保持増進と育児不安の軽減を図ることを目的に、妊娠、出産、育児等に必要な保健指導を実施します。	地域保健センター
産後ケア事業	出産後 1 年以内の母子に対して宿泊型、通所型、居宅訪問型の心身のケアや育児のサポートを行います。	地域保健センター
母子健康教室事業	両親教室・母親教室では、妊婦やそのパートナーに対し、妊娠・出産・育児に関する講義・実習などを行います。育児教室では、子育て中の親に対して育児に関する講話やグループワークなどを行い、仲間づくりを支援します。	地域保健センター

## 2. 困難な問題を抱える女性への支援

家庭問題や健康問題を抱える女性が安心・継続して相談・支援が受けられるよう、関係機関と連携した相談・支援を図ります。

### 【関連事業】

事業・取り組み	内容	担当
川口市女性総合相談	困難な問題を抱える女性からの相談や、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者の自立に向けた助言や情報提供、関係機関との連絡調整を行います。	協働推進課
市民相談事業	職員による市民相談、専門家による各種専門相談、消費生活相談員による消費生活相談を行います。	市民相談室
ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の自立した生活に向けて、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」による支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭からの相談を受け、必要な情報提供や指導等により、自立に向けた支援を行います。また、公正証書等の作成により、養育費の取り決め等を行うひとり親に補助金を交付し、養育費の継続した履行確保を図ります。	子育て支援課
就職支援セミナー	川口駅西口の「川口若者ゆめワーク」において、対象者別（若年者、就職氷河期世代、シニア、女性）に就職活動のポイントや自己分析など、就職活動に役立つテーマでセミナーを開催します。	経営支援課
犯罪被害者支援事業	犯罪被害者及びその家族の相談に応じ、被害者の方が必要な支援をスムーズに受けられる総合窓口として、関係機関との連絡調整をワンストップで行います。	防犯対策室
HIV(エイズ)・性感染症検査・相談	HIV(エイズ)・性感染症(梅毒・B型肝炎・C型肝炎)の予防、まん延防止と早期発見を目的に、匿名・無料で検査を実施します。希望者や陽性者への相談対応も実施します。	疾病対策課
HIV(エイズ)・梅毒即日検査	HIV(エイズ)・梅毒の予防、まん延防止と早期発見を目的に、匿名・無料で検査を実施し、検査当日に結果を通知します。希望者や陽性者への相談対応も実施します。 6月HIV検査普及週間、12月1日世界エイズデーの時期に、正しい知識等についての啓発、患者や感染者に対する差別偏見等の解消を図ります。	疾病対策課

## 第8章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内外の多様な事業を「生きることを支える取り組み」として位置づけ、既存事業を最大限に活かし、より実効性の高い取り組みとして推進していくため、関係部署から組織する「川口市自殺対策庁内連絡会議」において、庁内関係部署の厳密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進し、進行管理を行います。

また、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、民間団体等で構成する「川口市地域保健審議会」において、必要な事項について調査審議し連携を図るとともに、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

### 第2節 計画の進行管理と評価

本計画の実施状況については、計画の最終年度においてPDCAに基づく点検・評価を行い、「川口市自殺対策庁内連絡会議」での意見を参考にしながら、次期計画に反映していきます。